

農水産業協同組合貯金保険機構業務方法書

施行	昭和48年	9月	1日
変更	昭和49年	6月	17日
	昭和54年	6月	19日
	昭和60年	6月	11日
	昭和61年	8月	29日
	昭和62年	3月	30日
	平成8年	6月	26日
	平成10年	3月	13日
	平成10年	7月	16日
	平成13年	4月	10日
	平成13年	9月	28日
	平成15年	3月	31日
	平成16年	12月	28日
	平成18年	5月	1日
	平成20年	3月	31日
	平成22年	3月	31日
	平成23年	9月	26日
	平成24年	7月	9日
	平成27年	12月	28日
	平成28年	3月	31日
	平成29年	12月	26日
	平成30年	12月	21日

目次

第1章	総則（第1条・第2条）
第2章	保険関係（第3条・第4条）
第3章	保険料（第5条—第10条）
第4章	保険金及び仮払金（第11条—第23条）
第5章	債権の取得と行使（第24条・第25条）
第6章	資金援助（第26条—第34条）
第6章の2	資金決済に関する債権者の保護（第34条の2—第34条の3）
第7章	貯金等債権の買取り（第35条—第42条）
第8章	債権回収会社との協定（第43条—第56条）
第9章	管理人又は管理人代理としての業務（第57条—第66条）

- 第10章 金融危機に対応するための措置（第67条—第73条）
- 第11章 資金の貸付け（第74条・第75条）
- 第12章 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第2章第2節及び第3章第2節の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務
 - 第1節 定義（第76条・第77条）
 - 第2節 再生手続における貯金者表の提出その他の業務（第78条—第93条）
 - 第3節 破産手続における貯金者表の提出その他の業務（第94条—第107条）
- 第12章の2 再編強化法附則第33条第1項の規定により適用する金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第4章第4節、第5章第2節及び第6章第2節の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務
 - 第1節 定義（第108条・第109条）
 - 第2節 更生手続における預金者表の提出その他の業務（第110条—第124条）
 - 第3節 再生手続における預金者表の提出その他の業務（第125条—第140条）
 - 第4節 破産手続における預金者表の提出その他の業務（第141条—第154条）
- 第13章 業務委託（第155条）
- 第14章 雑則（第156条—第159条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号。農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成8年法律第118号。以下「再編強化法」という。）附則第33条第2項の規定により適用する場合を含む。以下「法」という。）第36条第1項の規定に基づき、農水産業協同組合貯金保険機構（以下「機構」という。）の業務の方法を定め、もつてその業務の適正かつ円滑な運営に資することを目的とする。

（用語）

第2条 この業務方法書において使用する用語は、法において使用する用語の例による。

第2章 保険関係

(保険関係の成立)

第3条 農水産業協同組合（特定承継会社を含む。以下同じ。）がその事業を行うときは、当該農水産業協同組合が貯金等に係る債務を負うことにより、各貯金者等ごとに一定の金額の範囲内において、当該貯金等の払戻し（貯金等に係る債務の弁済をいう。以下同じ。）につき、機構と当該農水産業協同組合及び貯金者等との間に保険関係が成立する。

(保険金額及び保険事故)

第4条 前条の保険関係においては、貯金等に係る債権の額を保険金額とし、次に掲げるものを保険事故とする。

- 一 農水産業協同組合の貯金等の払戻しの停止（以下「第一種保険事故」という。）
- 二 農水産業協同組合の解散の決議若しくは議決に係る認可、破産手続開始の決定、解散の命令、農業協同組合法（昭和22年法律第132号。以下「農協法」という。）第64条第5項から第7項（第1号を除く。）まで、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第68条第4項（同法第96条第5項において準用する場合を含む。）、同法第91条第1項第6号若しくは同条第4項第2号若しくは第3号（これらの規定を同法第100条第5項において準用する場合を含む。）に規定する解散の事由の発生又は再編強化法附則第26条第1項の認可の取消し（以下「第二種保険事故」という。）

第3章 保険料

(保険料の納付等)

第5条 機構は、農水産業協同組合から毎年、その年の6月30日までに保険料を受け入れるものとする。この場合において、機構は、農水産業協同組合貯金保険法施行規則（昭和48年大蔵省令・農林省令第1号。再編強化法附則第33条第2項の規定により適用する場合を含む。以下「施行規則」という。）第19条に定める保険料計算書のほか、機構が保険料算定上必要と認める書類を提出させるものとする。

- 2 保険料の納付は、第108条の規定により機構が保険料受入に係る事務を

委託する同条第1項の農水産業協同組合その他の金融機関の預貯金口座に若しくは直接又は機構が農林中央金庫その他の金融機関に設ける機構の預貯金口座に、現金、小切手（当該保険料の払込先である農水産業協同組合その他の金融機関宛のものに限る。）又は為替をもつて払込む方法によるものとする。

- 3 機構は、委員会の議決を経て、委員会があらかじめ定める条件に基づき、農水産業協同組合に対し、第1項の規定により納付された保険料の一部を返還することができる。
- 4 機構は、第1項の規定により納付された保険料の一部を返還しようとするときは、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けるものとする。ただし、農水産業協同組合から第1項の定めにより提出された保険料計算書について計算の誤りがあつたため納付された保険料に過納の額のある場合を除く。

（保険料の納付の猶予及び保険料の免除）

第6条 機構は、第一種保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る農水産業協同組合の当該保険事故が発生した年の保険料の納付を、第20条第1項の規定による決定の時まで猶予することができる。

- 2 機構は、保険事故が発生したとき（第一種保険事故にあつては、第20条第1項の規定により保険金の支払をする旨の決定があつたとき。次項において同じ。）は、当該保険事故に係る農水産業協同組合の当該保険事故が発生した年の保険料を免除することができる。
- 3 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る農水産業協同組合の当該保険事故が発生した年の翌年以後の保険料を免除するものとする。
- 4 前3項の規定は、第一種保険事故が発生した農水産業協同組合が、当該第一種保険事故の発生の後において貯金業務を再開したとき以後は適用しない。
- 5 機構は、第二種保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る農水産業協同組合の当該保険事故が発生した事業年度の保険料のうち未納付の額を免除することができる。
- 6 機構は、適格性の認定等（法第66条第1項に規定する適格性の認定等をいう。以下同じ。）が行われた場合において、当該適格性の認定等が行われた日の属する年から当該適格性の認定等に係る合併等（法第61条第2項に規定する合併等をいう。以下同じ。）又は信用事業再建措置（法第62条第1項に規定する信用事業再建措置をいう。以下同じ。）が行われる日の属する年までの当該適格性の認定等に係る経営困難農水産業協同組合の保険料が納付されていないときは、当該保険料の納付を次の各号に掲げる時まで猶予するものとする。

- 一 合併等にあつては、当該適格性の認定等に係る合併等が行われる日
 - 二 信用事業再建措置にあつては、当該適格性の認定に係る信用事業再建措置に係る援助が行われる日
- 7 前項の場合において、機構は、合併等又は信用事業再建措置が行われたときは、当該適格性の認定等が行われた日の属する年から当該合併等又は信用事業再建措置が行われた日の属する年までの保険料のうち未納付の額を免除することができる。
 - 8 機構は、法第83条第1項に規定する管理を命ずる処分（以下「管理を命ずる処分」という。）がされたときは、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合の当該管理を命ずる処分がされた日の属する年の保険料のうち未納付の額を免除することができる。
 - 9 機構は、管理を命ずる処分がされたときは、当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合の当該管理を命ずる処分がされた日の属する年の翌年以後の保険料を免除するものとする。
 - 10 前項の規定は、当該管理を命ずる処分が終了した日以後は適用しない。
（一般貯金等に係る保険料の額）

第7条 貯金等（決済用貯金（第8条の2第1項に規定する決済用貯金をいう。次条第1項において同じ。）以外の貯金等に限る。以下「一般貯金等」という。）に係る保険料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の4月1日からその属する年の3月31日までの間の各日（日曜日及び農水産業協同組合貯金保険法施行令（昭和48年政令第201号。再編強化法附則第33条第2項の規定により適用する場合を含む。以下「施行令」という。）第5条に規定する日を除く。第8条の2第1項において同じ。）における一般貯金等の額の合計額を平均した額に、機構が運営委員会（以下「委員会」という。）の議決を経て定める率（以下「保険料率」という。）を乗じて計算した金額とする。

- 2 前項の一般貯金等には、次に掲げる貯金等で、第5条の保険料計算書に記載されたものは含めないものとする。
 - 一 外貨貯金
 - 二 譲渡性貯金（払戻しについて期限の定めがある貯金で、譲渡禁止の特約のないものをいう。第8条の2第2項第2号において同じ。）
 - 三 特別国際金融取引勘定（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第21条第3項に規定する特別国際金融取引勘定をいう。第8条の2第2項第3号において同じ。）において経理された貯金（次号又は第5号に掲げる貯金等に該当するものを除く。）
 - 四 日本銀行から受け入れた貯金等（会計法（昭和22年法律第35号）第

- 3 4 条第 1 項の規定による国庫金出納の事務に係るものを除く。)
- 五 農水産業協同組合その他の金融機関から受け入れた貯金等（法第 5 6 条の 3 第 1 項第 1 号に規定する確定拠出年金の積立金の運用に係るものを除く。）
- 六 法第 2 条第 2 項第 4 号に規定する農林債の発行により受け入れた金銭のうち、募集の方法により発行された農林債又は保護預り契約が終了した農林債にかかるもの
- 七 機構から受け入れた貯金等
- 八 貯金等（法第 2 条第 2 項第 4 号に掲げるものを除く。）に係る証書（貸付信託法（昭和 2 7 年法律第 1 9 5 号）第 2 条第 2 項に規定する受益証券及び信託法（平成 1 8 年法律第 1 0 8 号）第 1 8 5 条第 1 項に規定する受益証券を含む。）が無記名式である貯金等
- 九 その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成 1 3 年法律第 7 5 号）の規定により振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされる貸付信託法に規定する貸付信託の受益権又は信託法に規定する受益証券発行信託の受益権に係る信託契約により受け入れた金銭
- 3 機構は、農水産業協同組合から第 5 条第 1 項の定めにより提出した保険料計算書について計算の誤りがあつたこと等のため、納付した保険料に過不足がある旨の申出を受けたときは、改めて正当な保険料計算書の提出を受け、保険料に過納の額のある場合はこれを還付し、不足の額のある場合はその追加納付を受けるものとする。
- 4 第 1 項、第 8 条の 2 第 1 項又は第 1 0 条第 1 項の規定により保険料又は延滞金の額を計算する場合において、その額に 1 0 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- （保険料率）
- 第 8 条** 保険料率は、保険金の支払、資金援助その他の機構の業務（法第 4 0 条の 2 第 2 号に掲げる業務を除く。）に要する費用（決済用貯金に係るものを除く。）の予想額に照らし、長期的に機構の財政が均衡するように、かつ、特定の農水産業協同組合に対し差別的取扱い（農水産業協同組合の経営の健全性に応じてするものを除く。）をしないように定めるものとする。
- 2 機構は、法第 4 2 条第 1 項又は第 2 項の資金の借入れをした場合において、その借入金を速やかに返済することが困難であると認められるときは、委員会の議決を経て、保険料率を変更するものとする。
- 3 機構は、保険料率を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けるものとする。
- 4 機構は、前項の認可を受けたときは、遅滞なく、その認可に係る保険料率

を公告するものとする。

(決済用貯金に係る保険料の額)

第8条の2 次に掲げる要件のすべてに該当する貯金（以下「決済用貯金」という。）に係る保険料の額は、各農水産業協同組合につき、当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の4月1日からその属する年の3月31日までの間の各日における決済用貯金の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て定める率を乗じて計算した金額とする。

一 その契約又は取引慣行に基づき第34条の2に定める取引に用いることができるものであること。

二 その貯金者がその払戻しをいつでも請求することができるものであること。

三 利息が付されていないものであること。

2 前項の決済用貯金には、次に掲げる貯金で、第5条の保険料計算書に記載されたものは含めないものとする。

一 外貨貯金

二 譲渡性貯金

三 特別国際金融取引勘定において経理された貯金（次号又は第5号に掲げる貯金に該当するものを除く。）

四 日本銀行から受け入れた貯金（会計法第34条第1項の規定による国庫金出納の事務に係るものを除く。）

五 農水産業協同組合その他の金融機関から受け入れた貯金（法第56条の3第1項第1号に規定する確定拠出年金の積立金の運用に係るものを除く。）

六 機構から受け入れた貯金

七 貯金等に係る証書が無記名式である貯金

3 第7条第3項の規定は、決済用貯金の保険料について準用する。

(保険料率の算定等規定の準用)

第8条の3 第8条の規定は、前条第1項に規定する率について準用する。この場合において、第8条第1項中「係るものを除く。」とあるのは、「係るものに限る。」と読み替えるものとする。

(保険料の督促及び滞納処分)

第9条 機構は、保険料を滞納する農水産業協同組合がある場合には、督促状により、期限を指定して、これを督促することができる。

2 前項の督促状により指定する期限は、督促状を発する日から起算して10日以上経過した日とする。

3 機構は、第1項の規定による督促をした場合において、その督促を受けた

農水産業協同組合が督促状で指定する期限までに滞納に係る保険料及びこれに係る次条第1項の延滞金を完納しないときは、当該農水産業協同組合の住所又は財産がある市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、その徴収を請求することができる。この場合においては、機構は、徴収金額の4パーセントに相当する金額を当該市町村に交付するものとする。

- 4 市町村が、第3項の規定による請求を受けた日から30日以内にその処分に着手せず、又は90日以内にこれを結了しないときは、機構は、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受け、国税滞納処分の例によつて、これを処分することができる。

（延滞金）

第10条 機構は、前条第1項の規定による督促をしたときは、保険料の額につき年14.5パーセントの割合で、納付期限の翌日から保険料完納又は財産差押えの日の前日までの日数によつて計算した延滞金を徴収するものとする。

- 2 前項の場合において、保険料の額の一部につき納付があつたときは、その納付の日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となる保険料の額は、その納付のあつた保険料の額を控除した額によるものとする。
- 3 第1項に定める年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第4章 保険金及び仮払金

（保険事故の通知）

第11条 機構は、農水産業協同組合から法第57条第1項に定める通知を受けた場合において、当該通知に係る保険事故が第一種保険事故であるときは、直ちに、その旨を農林水産大臣及び内閣総理大臣（当該通知が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは農林水産大臣及び内閣総理大臣並びに当該都道府県知事）並びに財務大臣に通知するものとする。

- 2 機構は、農林水産大臣若しくは内閣総理大臣又は都道府県知事から法第57条第3項の通知を受けたときは、直ちに、その旨を財務大臣に報告するものとする。

（仮払金の支払）

第12条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者に対し、その請求に基づいて、仮払金の支払をするものとする。ただし、次条第1項の規定により仮払金の支払をする旨の決定をすることを要件とする。

- 2 前項の仮払金（以下「仮払金」という。）の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する普通貯金に係る債権のうち元本の額で、同項の請求があつたものに相当する金額（当該金額が60万円を超えるときは、60万円を限度とする。）とする。

（仮払金の支払の決定）

第13条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から1週間以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき、仮払金の支払をするかどうかを決定するものとする。

一 保険事故に関して法第57条第1項又は同条第3項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、保険事故が発生したことを機構が知つたとき。 その知つた日

三 第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併、信用事業譲渡等（法第2条第9項に規定する信用事業譲渡等をいう。以下同じ。）又は付保貯金移転（法第2条第9項に規定する付保貯金移転をいう。以下同じ。）に係る法第67条第1項の決議又は賛成が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併、信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る法第67条第1項の決議又は賛成が得られなかつたことを機構が知つたとき。 その知つた日

- 2 機構は、前項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を農林水産大臣及び内閣総理大臣（当該決定が都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合に関するものであるときは、農林水産大臣及び内閣総理大臣並びに当該都道府県知事）に報告するものとする。

（仮払金の支払の公告等）

第14条 機構は、仮払金の支払をする旨の決定をしたときは、速やかに委員会の議決を経て当該仮払金の支払期間、支払場所及び支払の取扱時間、機構が仮払金の支払業務を農水産業協同組合その他の金融機関に委託する場合には当該農水産業協同組合その他の金融機関、貯金者が仮払金の支払を請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの並びにその他機構が必要と認める事項を定め、これを公告するものとする。

- 2 機構は、前項の公告をした後に当該農水産業協同組合について、次に掲げる事由があつたときは、その公告した支払期間を変更することができる。

一 破産法（平成16年法律第75号）第197条第1項（同法第209条

第3項において準用する場合を含む。)の規定による配当の公告

二 法第118条の2第2項の規定による通知

三 民事再生法(平成11年法律第225号)第174条第1項の規定による再生計画認可の決定又は会社更生法(平成14年法律第154号)第199条第1項の規定による更生計画認可の決定

3 前項の規定により仮払金の支払期間を変更する場合には、機構は、変更後の支払期間の末日を同項に規定する事由があつた日から起算して3週間を経過する日以後にするものとする。

4 機構は、第2項の規定により支払期間を変更したときは、遅滞なく、その変更に係る事項を公告するものとする。

5 前条第2項の規定は、第1項に規定する事項を定めた場合及び第2項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。

(仮払金の支払の公告の方法)

第15条 機構は、前条第1項又は同条第4項の規定による公告を行う場合には、官報への掲載並びに当該保険事故に係る農水産業協同組合及び仮払金の支払業務を委託した農水産業協同組合その他の金融機関の店頭への掲示その他適当と認められる方法により公告するものとする。

(仮払金の支払の手続)

第16条 機構は、貯金者から保険事故に係る普通貯金について仮払金の支払請求を受けるときは、第1号に掲げる仮払金支払請求書を提出させ、第2号及び第3号に掲げる書類等を提示させるものとする。ただし、第2号に掲げる通帳が発行されていない場合又は第3号に掲げる印鑑の届出がされていない場合はこの限りでない。

一 仮払金支払請求書

二 普通貯金の通帳

三 普通貯金について届出のあつた印鑑

2 機構は、第14条第1項又は同条第4項の規定により公告した支払期間内に限り、前項の支払請求を受けるものとする。ただし、貯金者がその支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

3 第1項第1号に掲げる仮払金支払請求書の様式については、機構がこれを定めるものとする。

(保険金の支払)

第17条 機構は、保険事故が発生したときは、当該保険事故に係る貯金者等に対し、その請求に基づいて、保険金の支払をするものとする。ただし、第一種保険事故については、機構が第20条第1項の規定により保険金の支払

をする旨の決定をするを要件とする。

- 2 前項に規定する保険事故には、当該保険事故が発生した農水産業協同組合につき、その発生した後（同項ただし書の規定が適用される場合には、機構が同項ただし書の決定をした後）に当該保険事故に関連して他の保険事故が発生した場合における当該他の保険事故（以下「関連保険事故」という。）を含まないものとする。
- 3 機構は、保険事故に係る各貯金者等ごとに当該保険事故に係る保険金に相当する金額を機構が定める農水産業協同組合その他の金融機関に普通預貯金として預入し、当該普通預貯金に係る債権を当該保険事故に係る貯金者等に対して譲渡する方法により、保険金の支払を行うことができる。
- 4 機構は、前項に規定する方法により保険金の支払を行う場合には、速やかに、同項に規定する農水産業協同組合その他の金融機関を定め、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けて、当該保険金の支払に関する業務を当該農水産業協同組合その他の金融機関に対して委託するものとする。
- 5 機構は、前項に規定する農水産業協同組合その他の金融機関については、その財務等の状況、事務処理体制、業務を行つている地域その他の事情に照らし、当該保険金の支払を適切に行い得るものを定めるものとする。

（一般貯金等に係る保険金の額等）

第18条 一般貯金等（次項に掲げる一般貯金等を除く。以下「支払対象一般貯金等」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象一般貯金等に係る債権（その者が前条第1項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、仮払金（支払対象一般貯金等に係るものに限る。以下この条において同じ。）の支払又は第74条において準用する第34条の3第1項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。第4項から第6項までの規定において同じ。）のうち元本の額（支払対象一般貯金等のうち法第2条第2項第4号に掲げるものにあつては、同号に規定する農林債の発行により払込みを受けた金銭の額。以下同じ。）及び利息等の額の合算額（その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）で、前条第1項の請求があつたものに相当する金額とする。

- 2 前項に規定する支払対象一般貯金等に含まない一般貯金等は、次に掲げる貯金等とする。
 - 一 他人（仮設人を含む。）の名義をもつて有している貯金等
 - 二 預金等に係る不当契約の取締に関する法律（昭和32年法律第136号）第2条第1項又は第2項の規定に違反してされた契約に基づく貯金等

- 3 第1項の「利息等」とは、次に掲げるものをいう。
 - 一 貯金契約に係る利息
 - 二 定期積金契約に係る給付補てん金（法第60条の2第1項第2号に規定する給付補てん金をいう。第35条第3項第3号において同じ。）
 - 三 金銭信託（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第6条の規定により利益を補足する契約がされたものに限る。）に係る信託契約に係る収益の分配
 - 四 前号に掲げる金銭信託以外の金銭信託（貸付信託を含む。）に係る信託契約に係る収益の分配のうち、当該信託契約に係る収益の分配を行うまでの間、当該信託契約に係る信託財産の運用により生じた収益について、当該収益を元本とする元本補てんの契約をした金銭信託により運用しているものであつて、当該金銭信託の元本の額に相当するもの
 - 五 法第2条第2項第4号に規定する農林債（割引の方法により発行されたものを除く。）に係る利息
 - 六 法第2条第2項第4号に規定する農林債のうち割引の方法により発行されたものに係る当該農林債の金額から払込金の合計額を控除した金額に相当するもの
- 4 保険事故が発生した日において現に貯金者等が有する支払対象一般貯金等に係る債権のうち利息等（前項に規定する利息等をいう。以下同じ。）の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。
 - 一 前項第1号に規定する利息のうち普通貯金、貯蓄貯金、出資予約貯金、納税貯蓄組合貯金、納税準備貯金及び別段貯金に係るもの 当該貯金契約に基づき計算される利息のうち、直前の利払いの日（利払いがされていない場合にあつては預入の日）から保険事故が発生した日までの期間に対応する金額
 - 二 前項第1号に規定する利息のうち前号に掲げる貯金以外の貯金に係るもの 当該貯金契約に基づき満期時まで有していた場合に適用される利率により計算される利息のうち、預入の日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額
 - 三 前項第2号に規定する給付補てん金 定期積金契約に基づき満期時まで有していた場合に適用される利率により計算される当該給付補てん金のうち、当初払込金の払込みの日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額
 - 四 前項第3号に規定する収益の分配 同号に規定する利益の補足に係る契約に基づき計算される当該収益のうち、当該契約の日から保険事故が発生

- した日までの日数につき日割計算により算出した金額
- 五 前項第4号に規定するもの 同号に規定するものの保険事故が発生した日における額のうち、元本の額に対応する金額
- 六 前項第5号に規定する利息 同号に規定する農林債に係る発行要項に基づき計算される利息のうち、利息計算の起算の日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額
- 七 前項第6号に規定するもの 同号に規定する金額のうち、当該農林債の購入の日から保険事故が発生した日までの日数につき日割計算により算出した金額
- 5 支払対象一般貯金等に係る保険金の額は、第1項の元本の額（その額が同一人について二以上あるときは、その合計額）が1,000万円を超えるときは、1,000万円及び1,000万円に対応する元本に係る利息等の額を合算した額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、1,000万円に対応する元本は、次の各号に定めるところにより1,000万円に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。
- 一 支払対象一般貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつていないものと担保権の目的となつていないものがあるときは、担保権の目的となつていないものに係る元本を先とする。
- 二 支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときは、その弁済期の早いものに係る元本を先とする。
- 三 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で弁済期が同じものが同一人について二以上あるときは、その金利（利率、定期積金の利回り、金銭信託の予定配当率（貸付信託にあつては、予想配当率）及び第3項第6号に規定する債券の割引率をいう。次号において同じ。）の低いものに係る元本を先とする。
- 四 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で金利の同じものが同一人について二以上あるときは、原則として元本の額の少ないものに係る元本を先とする。
- 五 前号の場合において、支払対象一般貯金等に係る債権で元本の額の同じものが同一人について二以上あるときは、原則として貯金を特定する番号の若いものに係る元本を先とする。
- 六 第二号から第五号までの規定は、支払対象一般貯金等に係る債権で担保権の目的となつていないものが同一人について二以上あるときに準用する。
- 6 保険事故に係る貯金者等が当該保険事故について仮払金の支払を受けてい

る場合又は第74条において準用する第34条の3第1項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けている場合におけるその者の支払対象一般貯金等に係る保険金の額は、前各項の規定にかかわらず、これらの規定により計算した支払対象一般貯金等に係る保険金の額に対応するそれぞれの貯金等に係る債権の額につきそれぞれ対応する仮払金の支払及び第74条において準用する第34条の3第1項の貸付けに係る支払対象一般貯金等の払戻しを受けた額（次項の規定により機構に払い戻されるべき額を除く。）を控除した金額に相当する金額とする。

7 機構は、第1項から第5項までの規定により計算した保険金の額に対応する各元本のうち普通貯金に係る元本の額の合計額を超える額の仮払金を受領した貯金者があるときは、当該貯金者に対し、その超える金額について、期限を指定して払戻しを請求するものとする。

8 機構は、前項の規定により期限を指定して払戻しを請求した仮払金の全部又は一部を、当該期限内に貯金者が返済しないときは、当該貯金者に対し、その払戻しを督促するものとする。

9 機構は、第7項の規定により指定した期限の後相当の期間内に仮払金の払戻しがされない場合において、次の各号のいずれかに該当し、かつ、仮払金の払戻しが困難あるいは不適當であると認められるときは、保全及び取立てに関する事務をすることを要しないものとする。

一 仮払金を受領した貯金者の所在が不明であるとき。

二 払戻しを請求すべき仮払金の額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（決済用貯金に係る保険金の額）

第18条の2 決済用貯金（次項に掲げる決済用貯金は含めないものとする。

以下「支払対象決済用貯金」という。）に係る保険金の額は、一の保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象決済用貯金に係る債権（その者が第17条第1項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、仮払金（支払対象決済用貯金に係るものに限る。以下この条において同じ。）の支払又は第34条の3第1項（第74条において準用する場合を含む。第3項において同じ。）の貸付けに係る支払対象決済用貯金の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。）のうち元本の額（その額が同一人について二以上ある場合には、その合計額）に相当する金額とする。

2 前項に規定する支払対象決済用貯金に含めない決済用貯金は、次に掲げる貯金とする。

- 一 他人（仮設人を含む。）の名義をもつて有している貯金
 - 二 預金等に係る不当契約の取締に関する法律第2条第1項又は第2項の規定に違反してされた契約に基づく貯金
- 3 前条第6項の規定は、その有する支払対象決済用貯金に関し保険事故に係る貯金者が当該保険事故について仮払金の支払を受けている場合又は第34条の3第1項の貸付けに係る支払対象決済用貯金の払戻しを受けている場合について準用する。この場合において、前条第6項中「前各項の規定にかかわらず、これらの規定」とあるのは、「第18条の2第1項及び第2項の規定にかかわらず、当該規定」と読み替えるものとする。

（保険金計算規定）

第18条の3 保険金計算規定とは、第18条第1項から第6項（同項の規定を第18条の2第3項において準用する場合を含む。）まで並びに第18条の2第1項及び第2項の規定をいう（以下同じ。）。

（確定拠出年金に係る貯金等の特例）

第18条の4 一の保険事故が発生した農水産業協同組合の貯金者等が確定拠出年金法（平成13年法律第88号）第2条第7項第1号ロに規定する資産管理機関（同法第8条第1項第1号に規定する信託の受託者に限る。）又は同法第2条第5項に規定する連合会若しくは同法第61条第1項第3号に規定する事務の受託者（信託会社（信託業務を営む金融機関を含む。）に限る。）（以下「資産管理機関等」という。）である場合におけるその者の保険金の額は、保険金計算規定にかかわらず、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した残額に第3号に掲げる金額を加えた金額とする。

- 一 当該資産管理機関等の支払対象貯金等（支払対象一般貯金等又は支払対象決済用貯金をいう。以下同じ。）に係る債権（当該支払対象貯金等を有する貯金者等が第17条第1項の請求をした時において現に有するものに限るものとし、仮払金の支払又は第34条の3第1項（第74条において準用する場合を含む。）の貸付けに係る支払対象貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。以下この条において同じ。）のうち確定拠出年金の積立金（確定拠出年金法第8条第1項に規定する積立金をいう。以下この条において同じ。）の運用に係るものについて、当該運用を指図した加入者等（同法第2条第7項第1号イに規定する加入者等をいう。以下この条において同じ。）のそれぞれにつき、当該保険事故が発生した日（以下この項において「保険事故日」という。）において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額（同法第2条第13項に規定する個人別管理資産額をいう。）に相当する金額の部分（次項におい

て「個人別管理資産額相当支払対象貯金等債権」という。)を当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権とみなして保険金計算規定を適用した場合に保険金の額とされる金額の合計額

二 保険事故日において現に当該加入者等が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権について保険金計算規定によりそれぞれ保険金の額とされる金額の合計額

三 保険事故日において現に当該資産管理機関等が当該農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権のうち確定拠出年金の積立金の運用に係るもの以外のものについて保険金計算規定により保険金の額とされる金額

2 前項第1号の規定により第18条第5項の規定を適用する場合における1,000万円に対応する元本は、次の各号に定めるところにより、1,000万円に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。

一 前項第1号の規定を適用する前の当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権と当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象貯金等債権があるときは、当該加入者等の支払対象貯金等に係る債権の元本を先とする。

二 第18条第5項各号の規定は、当該資産管理機関等の支払対象貯金等に係る債権のうち当該加入者等の個人別管理資産額相当支払対象貯金等債権が二以上あるときに準用する。

3 第1項の場合における前条の規定の適用については、同条中「並びに第18条の2第1項及び第2項」とあるのは、「、第18条の2第1項及び第2項並びに第18条の4第1項及び第2項」とする。

(貯金等に係る債権の額の把握)

第19条 機構は、保険事故が発生したことを知ったときは、速やかに、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等がその発生した日において現に当該農水産業協同組合に対して有する貯金等に係る債権の額を把握するものとする。

2 機構は、前項に規定する貯金等に係る債権の額を速やかに把握するため必要があると認めるときは、農水産業協同組合に対し、その旨を明示して、貯金者等の氏名又は名称及び住所、貯金等に係る債権の内容その他施行規則第21条第1項各号(同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第4項において同じ。)に掲げるデータベース(貯金等に係る情報の集合物であつて、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したものをいう。第4項及び第6項において同じ。)の区分

に応じ当該各号に定めるものについて、資料の提出を求めるものとする。

- 3 機構は、施行規則第21条第1項第8号に規定するファイルを定めるものとする。
- 4 機構は、施行規則第21条第1項各号に掲げるデータベースの区分に応じ当該各号に規定するところにより必要と認める事項を定めるものとする。
- 5 機構は、施行規則第22条に規定する様式を定め、農水産業協同組合に示すものとする。
- 6 機構が第2項の規定により資料の提出を求めるときは、前項の規定により機構が示す様式に従って第2項に規定する事項を記録したデータベースを機構が指定する磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもって調製し、又は当該データベースを電子情報処理組織を使用して提出することを求めるものとする。

（保険金の支払の決定）

第20条 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる日から1月以内に、委員会の議決を経て、当該各号の保険事故につき保険金の支払をすかどうかを決定するものとする。

- 一 第一種保険事故に関して法第57条第1項又は第3項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日
- 二 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。 その知つた日
- 三 第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併、信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る法第67条第1項の決議又は賛成が得られなかつた旨の同項の規定による通知があつたとき。 その通知があつた日
- 四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者とする合併、信用事業譲渡等又は付保貯金移転に係る法第67条第1項の決議又は賛成が得られなかつたことを機構が知つたとき。 その知つた日

- 2 機構は、委員会の議決を経て、前項の期限の延長を農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣に申請することができる。
- 3 第13条第2項の規定は、第1項の規定による決定をした場合について準用する。

（保険金の支払の公告等）

第21条 機構は、次に掲げる場合には、速やかに、委員会の議決を経て保険金の支払期間、支払場所、支払方法及び支払の取扱時間、機構が保険金の支払業務を農水産業協同組合その他の金融機関に委託する場合には当該農水産

業協同組合その他の金融機関、貯金者等が保険金の支払を請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの、その他機構が必要と認める事項を定め、これを公告するものとする。

- 一 前条第1項の規定により第一種保険事故に係る保険金の支払をする旨の決定をしたとき。
 - 二 第二種保険事故（関連保険事故を除く。次号において同じ。）に関して法第57条第1項又は同条第3項の規定による通知があつたとき。
 - 三 前号に掲げる場合のほか、第二種保険事故が発生したことを機構が知つたとき。
- 2 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により公告した支払期間を変更する場合について準用する。
- 3 第13条第2項の規定は、第1項に規定する事項を定めた場合及び第2項の規定により支払期間を変更した場合について準用する。

（保険金の支払の公告の方法）

第22条 機構は、前条第1項又は同条第2項において準用する第14条第4項の規定による公告を行う場合には、官報への掲載並びに当該保険事故に係る農水産業協同組合及び保険金の支払業務を委託した農水産業協同組合その他の金融機関の店頭への掲示その他適当と認められる方法により公告するものとする。

（保険金の支払の手續）

第23条 機構は、貯金者等から保険事故に係る支払対象貯金等について保険金の支払請求を受けるときは、第1号に掲げる保険金支払請求書を提出させ、第2号から第4号までに掲げる書類等を提出又は提示させるものとする。ただし、貯金者等が提出又は提示できない書類等があることにつき、やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

- 一 保険金支払請求書
- 二 保険金支払明細書（保険金の額に対応する貯金等に係る債権が担保権の目的となつているものを含む場合に限る。）
- 三 貯金者等につき、次のイからニまでに掲げる者の区分に応じそれぞれイからニまでに定める書類
 - イ 人 印鑑登録証明書（貯金者等が提出書類に押印した印鑑に係るものに限る。）、健康保険の被保険者証、年金手帳、運転免許証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書又は旅券その他の機構が認める本人であることを証するに足りる書類（氏名及び生年月日の記載のあるものに限る。）
 - ロ 法人（国、地方公共団体及び民法（明治31年法律第9号）第951

条の規定による法人（次項において「相続財産法人」という。）を除く。） 商業登記簿又は法人登記簿の登記事項証明書

ハ 特別地方公共団体（特別区を除く。） 設立及び財産を管理する事務を行う者を証するに足りる条例又は規約の写しその他の書類

ニ 法人格のない社団又は財団 規約の写しその他の当該社団又は財団の名称、設立年月日、代表者又は管理人並びに財産の総有及び管理関係を証するに足りる書類

四 その他機構が必要と認める書類その他のもの

- 2 機構は、貯金者等の法定代理人等（人の法定代理人、任意後見人（任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第4号に規定する任意後見人をいう。以下この項において同じ。）、民法第952条第1項の管理人（以下この項において「相続財産管理人」という。）、法人（国、地方公共団体、独立行政法人及び相続財産法人を除く。）の代表者又は法人格のない社団若しくは財団の代表者若しくは管理人をいう。以下この項において同じ。）から前項に規定する請求を受けるときは、その法定代理人等自身であることを証するに足りる同項第3号イに規定する書類を提出又は提示させるものとする。人の法定代理人、任意後見人又は相続財産管理人から請求を受けるときは、更に、戸籍の謄本、後見登記等に関する法律（平成11年法律第152号）第10条第1項に規定する登記事項証明書又は審判書の謄本その他の法定代理権又は任意後見を証するに足りる書類を提出又は提示させるものとする。
- 3 機構は、前項に規定するほか、貯金者等がその配偶者、同居の親族、使用人その他の従業者その他適当と認められる者を代理人と定め、その代理人が第1項に規定する請求を行うことを認めるものとする。この場合において、機構は、貯金者等の作成した委任状（印鑑登録証明書に係る印鑑を押捺したものに限り）、貯金者等の印鑑登録証明書、その代理人自身であることを証するに足りる同項第3号イに規定する書類その他機構が必要と認める事項を記載した書類を提出又は提示させるものとする。ただし、国、地方公共団体又は独立行政法人が当該職員を代理人と定めたときは、これらの書類に代えて委任並びに当該職員の官職及び氏名を証するに足りる書類その他機構が必要と認める事項を記載した書類を提出又は提示させるものとする。
- 4 機構が貯金者等から郵便又は民間事業者等による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付により第1項に規定する請求を受ける場合における同項から第3項までの規定の

適用については、第1項中「第1号に掲げる保険金支払請求書を提出させ、第2号から第4号までに掲げる書類等を提出又は提示させる」とあるのは「次に掲げる書類等を提出させる」と、「提出又は提示できない」とあるのは「提出できない」と、同項第3号イ中「印鑑登録証明書（貯金者等が提出書類に押印した印鑑に係るものに限る。）、健康保険の被保険証、年金手帳、運転免許証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書又は旅券その他の機構が認める本人であることを証するに足りる書類（氏名及び生年月日の記載があるものに限る。）」とあるのは「戸籍の謄本若しくは抄本、住民票の写し、印鑑登録証明書若しくはその写し、健康保険の被保険証の写し、年金手帳の写し、運転免許証の写し、個人番号カードの写し、在留カードの写し、特別永住者証明書の写し又は旅券の写しその他の機構が認める本人であることを証するに足りる書類（氏名及び生年月日の記載があるものに限る。ただし、個人番号及び基礎年金番号が記載された部分を除く。）」と、同項第3号ロ中「商業登記簿又は法人登記簿の登記事項証明書」とあるのは「商業登記簿又は法人登記簿の登記事項証明書又はその写し」と、同条第2項及び第3項中「提出又は提示させ」とあるのは「提出させ」とする。

- 5 機構は、第21条第1項又は同条第2項において準用する第14条第4項の規定により公告した支払期間内に限り、第1項の支払請求を受けるものとする。ただし、貯金者等がその支払期間内に請求しなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。
- 6 第1項第1号に掲げる保険金支払請求書及び同項第2号に掲げる保険金支払明細書の様式については、機構がこれを定めるものとする。

第5章 債権の取得と行使

（債権の取得等）

第24条 機構は、第17条第1項に規定する保険金の支払の請求があつたときは、当該請求に係る貯金者等に対して保険金計算規定により計算した保険金の額のうち支払われるべき保険金の額に対応し、当該貯金者等が農水産業協同組合に対して有する支払対象貯金等に係る債権を取得する。

- 2 機構は、前項の規定により取得した支払対象貯金等に係る債権のうち担保権の目的となつているものがあるときは、当該担保権に係る被担保債権が消滅するまでを限り、当該担保権の目的となつている支払対象貯金等に係る債権（機構が取得した部分に限る。）額に相当する金額を限度として、保険金の支払を保留することができる。
- 3 機構は、前項の規定により保険金の支払を保留するときは、当該保険金の

支払を請求した貯金者等に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付するものとする。

- 一 支払を保留する保険金の額
 - 二 保険金の支払の請求により機構が取得した債権に係る貯金等の種類、額、口座番号その他当該貯金等を特定するに足りる事項
 - 三 保留の原因たる担保権に係る担保権者の氏名又は名称
 - 四 保留の原因たる担保権に係る被担保債権が消滅したことにより貯金者等が当該保留に係る保険金の支払を求める際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの
- 4 機構は、貯金者等から保留している保険金の支払の請求を受けるときは、第1号に掲げる保険金支払保留解除請求書を提出させ、第2号から第5号までに掲げる書類等を提出又は提示させるものとする。ただし、貯金者等が提出又は提示できない書類等があることにつき、やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。
- 一 保険金支払保留解除請求書
 - 二 貯金者等につき、前条第1項第3号イからニまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める書類
 - 三 前項の規定により貯金者等に交付された書面
 - 四 保留の原因たる被担保債権が消滅したことを証するに足りる書類
 - 五 その他機構が必要と認める書類その他のもの
- 5 前条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する請求について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「同項第3号イ」とあるのは「第23条第1項第3号イ」と、同条第4項中「同項から」とあるのは「第23条第1項から」と、「次に掲げる書類等」とあるのは「第24条第4項第1号に掲げる保険金支払保留解除請求書、同項第3号及び第4号に掲げる書類等並びに第3号及び第4号に掲げる書類等」と読み替えるものとする。
- 6 第4項第1号に掲げる保険金支払保留解除請求書の様式については、機構がこれを定めるものとする。
- 7 機構は、貯金者等に対し仮払金の支払をしたときは、その支払金額（法第56条第4項の規定により機構に払い戻されるべき金額を除く。）に応じ、貯金者が農水産業協同組合に対して有する当該支払の対象となつた普通貯金に係る債権を取得する。
- 8 機構は、第1項及び前項に規定する債権を取得したときは、その旨を当該農水産業協同組合に通知するものとする。
- （債権の行使方法）

第25条 機構は、前条の規定により債権を取得したとき、及び第35条第1項の規定による貯金等債権の買取りを行つたときは、当該農水産業協同組合に対する債権者として、その債権の保全及び行使のため必要と認める措置を講じ、かつ、その債権の全部又は一部について回収の見込みがあるときは、回収に努めるものとする。

第6章 資金援助

(救済農水産業協同組合に対する資金援助)

第26条 機構は、法第61条第1項の規定による資金援助の申込みを受けたときは、委員会の議決を経て、次の各号に掲げる措置（以下「資金援助」という。）を行うものとする。

- 一 金銭の贈与
- 二 資金の貸付け又は預入れ
- 三 資産の買取り
- 四 債務の保証
- 五 債務の引受け
- 六 優先出資の引受け等
- 七 損害担保

2 機構は、前項の規定により法第61条第1項に規定する救済農水産業協同組合（以下「救済農水産業協同組合」という。）又は同条第2項第2号に掲げる合併により設立される農水産業協同組合に対し資金の貸付け又は預入れをしようとするときは、農水産業協同組合の貸付金利、貯金金利その他の条件の動向を勘案して当該貸付け又は預入れに係る利率その他の条件を定めるものとし、必要に応じて担保を徴求するものとする。

3 機構は、第1項に規定する資金援助のうち法第61条第2項第2号に掲げる合併を援助するために行うものは、当該合併に係る救済農水産業協同組合又は当該合併に係る同号に掲げる合併により設立される農水産業協同組合に対して行うものとする。

4 第1項第3号に規定する資産の買取りは、救済農水産業協同組合若しくは法第61条第2項第2号に掲げる合併により設立される農水産業協同組合の資産（合併等に伴い経営困難農水産業協同組合から承継したものに限る。）又は経営困難農水産業協同組合の資産のうち、回収が不可能若しくは困難と認められ、又は価値の低下していると認められる等、合併等を援助するために行う買取りの対象とすることが適当と認められる資産について行うものとする。

5 機構は、前項の規定により資産の買取りを行う場合には、当該買取りに係

- る資産のうち、回収不能その他これに準ずる相当の事由（以下「回収不能等の事由」という。）があると認められる資産については、相当の減額をした価格に相当する金額により買い取るものとする。
- 6 第1項第4号に規定する債務の保証又は同項第5号に掲げる債務の引受けは、次の各号に該当する債務について行うものとする。
- 一 信用事業譲渡等又は付保貯金移転に伴い救済農水産業協同組合が経営困難農水産業協同組合から承継する資産の額と負債の額との差額の支払に関し、経営困難農水産業協同組合が救済農水産業協同組合に対して債務を負う場合における当該債務
 - 二 信用事業譲渡等に伴い救済農水産業協同組合が経営困難農水産業協同組合から承継する保証債務のうち、機構が引き受けることを特に必要と認める保証債務
- 7 機構は、前項第2号に規定する保証債務の引受けを行う場合には、当該保証債務の履行により取得することとなる求償債権につき回収不能等の事由があると認められる保証債務については、当該回収不能等の事由に備え引き当てた引当金を伴う引受けその他の適切な措置を講ずるものとする。
- 8 第1項第7号に掲げる損害担保は、救済農水産業協同組合又は法第61条第2項第2号に掲げる合併により設立される農水産業協同組合の資産（合併等に伴い経営困難農水産業協同組合から承継したものに限る。）のうち合併等を援助するために損害担保の対象とすることが適当と認められるもの（第32条において「損害担保対象債権」という。）について行うものとする。
- 9 機構が第1項の規定により救済農水産業協同組合又は法第61条第2項第2号に掲げる合併により設立される農水産業協同組合に対し資金援助を履行する時期は、合併等を行う日以降の日とする。
- 10 前項の規定にかかわらず、第5項の規定により経営困難農水産業協同組合の資産の買取りを行う場合にあっては、当該買取りを履行する時期は、前項に規定する合併等を行う日以前の日とする。

（債権者間の衡平を図るための資金援助）

- 第27条** 機構は、法第61条の2第1項の規定による資金援助の申込みを受けたときは、委員会の議決を経て、合併等（法第61条第2項第3号に掲げる信用事業譲渡等のうち経営困難農水産業協同組合がその事業の一部を他の農水産業協同組合に譲渡するもの又は付保貯金移転に限る。次項において同じ。）を行う経営困難農水産業協同組合の債権者間の衡平を図るため、当該経営困難農水産業協同組合に対して資金援助（前条第1項第1号に掲げるものに限る。次項において同じ。）を行うものとする。
- 2 機構が前項の規定により経営困難農水産業協同組合に対し資金援助を履行

する時期は、合併等を行う日以降の日とする。

(農水産業協同組合連合会等に対する資金援助)

第28条 機構は、農水産業協同組合連合会又は農林中央金庫（以下「農水産業協同組合連合会等」という。）から法第62条第1項に規定する資金援助の申込みを受けたときは、委員会の議決を経て資金援助（資産の買取り及び債務の引受けを除く。）を行うものとする。

2 第26条第2項及び第9項の規定は、農水産業協同組合連合会等に対して行う資金の貸付け又は預入れについて準用する。この場合において、信用事業再建措置にあつては、同条第9項中「合併等を行う日」を「信用事業再建措置に係る援助が行われる日」と読み替えるものとする。

3 農水産業協同組合連合会等に対して行う債務の保証は、当該農水産業協同組合連合会等が合併等又は信用事業再建措置について援助を行うため他の金融機関から資金の借入れをする場合の債務について行うものとする。

4 第26条第9項の規定は、農水産業協同組合連合会等に対して行う金銭の贈与及び債務の保証について準用する。この場合において、信用事業再建措置にあつては、「合併等を行う日」を「信用事業再建措置に係る援助が行われる日」と読み替えるものとする。

(指定支援法人に対する資金援助)

第28条の2 機構は、法第62条の2第1項に規定する指定支援法人（以下「指定支援法人」という。）から同項に規定する資金援助の申込みを受けたときは、委員会の議決を経て資金援助（金銭の贈与、資金の貸付け又は債務の保証に限る。）を行うものとする。

2 第26条第2項及び第9項の規定は、指定支援法人に対して行う資金の貸付けについて準用する。

3 指定支援法人に対して行う債務の保証は、当該指定支援法人が合併等について援助を行うため他の金融機関から資金の借入れをする場合の債務について行うものとする。

4 第26条第9項の規定は、指定支援法人に対して行う金銭の贈与及び債務の保証について準用する。

(資金援助の額)

第29条 機構の資金援助の額は、原則として、次の各号に掲げるものに充当し又は補てんするために要する金額（経営困難農水産業協同組合の資産の額が負債の額を超えている場合には、その超える額を控除し、経営困難農水産業協同組合の負債の額が資産の額を超えている場合には、その超える額を加えた金額）の範囲内で、合併等又は信用事業再建措置を援助するため最小限必要と認められる金額とする。

- 一 経営困難農水産業協同組合の資産のうち回収が不可能若しくは著しく困難と認められ、又は価値の著しく低下していると認められる資産で、資金援助の対象とすることが適当と認められる部分の額
 - 二 救済農水産業協同組合又は法第61条第2項第2号に掲げる合併により設立される農水産業協同組合が合併等により経営困難農水産業協同組合の資産を承継して保有すること等により、各事業年度において逸失するものと見込まれる利益の額の資金援助を行う時点における評価額の合計額
- 2 前項の規定にかかわらず、第28条第1項の規定による資金援助の申込みが、法第62条第2項に規定する相互援助取決めにより農水産業協同組合連合会等が当該農水産業協同組合連合会等の子会社に行わせる資産の買取りその他の援助を行う場合において行われるものであるときは、機構は、前項に規定する金額を超えて当該子会社の業務の円滑な実施に必要な範囲内において、当該資金援助を行うことができるものとする。
 - 3 機構は、次条第1項に規定する資金援助の額の決定に当たり考慮した経営困難農水産業協同組合の財務の状況（次項に定める係争案件に係るものを除く。）を精査した結果、当該資金援助の額に不足が認められるときは、当該決定に係る委員会の議決の日以後1年以内に限り、委員会があらかじめ定めた範囲内でその不足する額に充当し又は補てんするため当該資金援助の額を増額することができる。
 - 4 機構は、経営困難農水産業協同組合の係争中若しくは係争のおそれのある案件で、訴訟等が現実化する件数又は当該訴訟等により被ることとなる損失の金額を予測することが困難なものとして、委員会があらかじめ類型を定めたものについては、当該類型に係る訴訟等の結果、経営困難農水産業協同組合が現に損失を被り又は被ることが確実となり、次条第1項に規定する資金援助の額に不足が認められるときは、委員会の議決を経て、その不足する額に充当し又は補てんするため当該資金援助の額を増額することができる。

（資金援助の決定）

- 第30条** 機構は、第26条第1項、第27条第1項（第34条第5項において準用する場合を含む。）、第28条第1項又は第28条の2第1項に規定する資金援助の申込みを受けたときは、遅滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みに係る資金援助の可否及び資金援助の額その他資金援助を行うに当たり必要と認められる事項を決定するものとする。
- 2 機構は、必要と認めるときは、救済農水産業協同組合、農水産業協同組合連合会等又は指定支援法人に対し当該資金援助の可否を決定するため参考となるべき事項につき説明を求めるものとする。
 - 3 機構は、第1項の規定による決定をしようとするときは、農林水産大臣、

財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けるものとする。

- 4 機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る第1項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告するものとする。

(資金援助に関する契約の締結)

- 第31条** 機構は、前条第1項の規定により、資金援助を行う旨の決定をしたときは、当該申込みを行つた農水産業協同組合、農水産業協同組合連合会等又は指定支援法人との間で当該資金援助に関する契約を締結するものとする。

(損害担保)

- 第32条** 機構が行う損害担保は、損害担保対象債権を有することとなる救済農水産業協同組合又は法第61条第2項第2号に掲げる合併により設立された農水産業協同組合（以下この条において「損害担保対象債権保有農水産業協同組合」という。）の当該損害担保対象債権に係る債務の全部又は一部の弁済がなされないことになつた場合において、あらかじめ締結する契約に基づき、損害担保対象債権保有農水産業協同組合に対し、その弁済がなされないこととなつた額の一部を補てんするものとする。

- 2 前項の契約は、当該損害担保対象債権について利益が生じた場合には、当該契約を締結する農水産業協同組合が、当該利益の額の一部を機構に納付し、又は当該損害担保対象債権保有農水産業協同組合をして機構に納付させるための措置を講ずる旨の約定を含むものとする。

(優先出資の引受け等)

- 第33条** 委員会は、第30条第1項の規定により行う議決が優先出資の引受け等の申込みに係るものであるときは、当該優先出資の引受け等が法第65条の2第2項に規定する基準に適合するものである場合に限り、当該優先出資の引受け等を行う旨の決議をするものとする。

- 2 機構は、第26条第1項の規定による資金援助の申込みが優先出資の引受け等に係るものである場合において、当該資金援助を行う旨の決定をしようとするときは、前項の決議を経た後、あらかじめ、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の承認を受けるものとする。

- 3 機構は、第30条第1項の決定に基づいてした優先出資の引受け等により取得した優先出資（以下この項において「取得優先出資」という。）又は同条第1項の決定に基づいてした優先出資の引受け等により取得した貸付債権（以下この項において「取得貸付債権」という。）の全部につきその処分をし、又は返済を受けるまでの間、当該取得優先出資又は取得貸付債権に係る救済農水産業協同組合に対し、法第65条の2第1項の規定により提出された計画の履行状況につき報告を求め、これを公表することができる。

(追加的資金援助)

- 第34条** 機構は、資金援助に係る合併等の後、法第69条第1項の規定による追加の資金援助の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、追加の資金援助（以下この条において「追加的資金援助」という。）を行うことができる。
- 2 機構は、追加的資金援助のうち資金援助に係る法第61条第2項第2号に掲げる合併が行われた後に行うものは、当該合併により設立された農水産業協同組合に対して行うものとする。
- 3 追加的資金援助（第26条第1項第3号に掲げるものに限る。）は、経営困難農水産業協同組合の資産、救済農水産業協同組合又は法第61条第2項第2号に掲げる合併により設立された農水産業協同組合の資産（合併等に併い経営困難農水産業協同組合から承継したのものに限る。）のうち、回収が不可能若しくは困難と認められ、又は価値の低下していると認められる等、合併等の後に買取りの対象とすることが必要と認められる資産について行うものとする。
- 4 追加的資金援助（第26条第1項第7号に掲げるものに限る。）は、救済農水産業協同組合又は法第61条第2項第2号に掲げる合併により設立された農水産業協同組合の資産（合併等に併い経営困難農水産業協同組合から承継したのものに限る。）である貸付債権のうち合併等の後に損害担保の対象とすることが必要と認められるものについて行うものとする。
- 5 第26条第2項の規定は追加的資金援助（同条第1項第2号に掲げるものに限る。）について、同条第4項の規定は第3項の追加的資金援助について、同条第6項の規定は追加的資金援助（同条第1項第4号又は第5号に掲げるものに限る。）について、同条第7項の規定はこの項において準用する同条第6項第2号に規定する保証債務の引受けについて、同条第10項、第30条第1項及び前条第2項の規定は第1項の規定による申込みについて、第27条第1項の規定は法第69条第4項において準用する法第61条の2第1項の規定による資金援助の申込みについて、第29条第1項の規定は追加的資金援助の額について、第30条第2項の規定は追加的資金援助の可否の決定について、同条第3項の規定はこの項において準用する同条第1項の規定による決定について、第31条の規定はこの項において準用する第30条第1項の規定による資金援助を行う旨の決定について、第32条の規定は前項の追加的資金援助について、前条第1項の規定はこの項において準用する第30条第1項の規定により行う議決について、前条第3項の規定はこの項において準用する第30条第1項の決定に基づいて取得した優先出資及び貸付債権について、それぞれ準用する。この場合において、第26条第2項中

「設立される」とあるのは「設立された」と、第29条第1項中「原則として」とあるのは「当該追加的資金援助前に行われた資金援助（追加的資金援助を含む。）の額と併せ、原則として」と、同項第2号中「設立される」とあるのは「設立された」と、第32条第1項中「損害担保対象債権を」とあるのは「第34条第4項に規定する貸付債権のうち合併等の後に損害担保の対象とすることが適当と認められるもの（以下この条において「損害担保対象債権」という。）を」と、前条第1項中「法第65条の2第2項」とあるのは「法第69条第4項において準用する法第65条の2第2項」と、同条第3項中「第65条の2第1項」とあるのは「法第69条第4項において準用する法第65条の2第1項」と読み替えるものとする。

第6章の2 資金決済に関する債権者の保護

（決済債務の保護）

第34条の2 農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引に関し農水産業協同組合が負担する債務（外国通貨で支払が行われるものを除く。以下「決済債務」という。）であつて、かつ、支払対象決済用貯金の払戻しを行う場合に消滅するもの以外のもの（以下この項及び次条第1項において「特定決済債務」という。）については、これを支払対象決済用貯金に係る債務と、特定決済債務に係る債権を支払対象決済用貯金に係る債権と、特定決済債務に係る債権者を貯金者と、特定決済債務の額を支払対象決済用貯金の額と、特定決済債務の弁済を支払対象決済用貯金の払戻しとそれぞれみなして、この業務方法書の規定（この章及び第74条の規定を除く。）を適用する。この場合において、第8条の2第1項中「次に掲げる要件のすべてに該当する貯金（以下「決済用貯金」という。）に係る保険料」とあるのは「特定決済債務に係る保険料」と、第18条の2第1項中「決済用貯金（次項に掲げる決済用貯金は含めないものとする。以下「支払対象決済用貯金」という。）に係る保険金」とあるのは「特定決済債務に係る保険金」と、「のうち元本の額」とあるのは「の額」と、同条第3項中「その有する支払対象決済用貯金」とあるのは「その有する特定決済債務に係る債権」とする。

2 前項の規定による農水産業協同組合が行う資金決済に係る取引は、次に掲げる取引（資金決済に関する法律（平成21年法律第59号）第72条に規定する資金清算業の適切な遂行を確保するための措置その他これに準ずる措置により当該取引に係る債務の履行の確保が図られているものとして機構が適当であると認めるものを除く。）とする。

一 為替取引

- 二 手形、小切手その他手形交換所においてその表示する金額による決済をすることができる証券又は証書について手形交換所における提示に基づき行われる取引
- 三 小切手法（昭和8年法律第57号）第6条第3項の規定により農水産業協同組合が自己宛に振り出した小切手に係る取引
- 3 第1項に規定する農水産業協同組合が負担する債務は、次に掲げるものに限るものとする。
 - 一 金融業を営む者以外の者の委託に起因するもの
 - 二 農水産業協同組合が業として行う取引以外の取引に起因するもの
 - 三 金融業を営む者が業として行う取引以外の取引に基づくものであつて、当該者の委託に起因するもの
 - 四 前項第三号に掲げる取引に起因するもの
- 4 前項に規定する金融業を営む者は、次に掲げるものとする。
 - 一 農水産業協同組合
 - 二 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行
 - 三 長期信用銀行法（昭和27年法律第187号）第2条に規定する長期信用銀行
 - 四 信用金庫
 - 五 信用協同組合
 - 六 労働金庫
 - 七 信用金庫連合会
 - 八 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第9条の9第1項第1号の事業を行う協同組合連合会
 - 九 労働金庫連合会
 - 十 株式会社商工組合中央金庫
- 5 決済債務が一般貯金等の払戻しを行う場合に消滅するものであるときは、当該決済債務の額に相当する金額の当該一般貯金等については、決済用貯金とみなす。

（決済債務の弁済のための資金の貸付け）

第34条の3 機構は、法第69条の3第1項各号に掲げる者から決済債務の弁済（第18条の2第1項及び第2項の規定並びに同条第3項において準用する第18条第6項の規定により計算した保険金の額に対応する支払対象決済用貯金又は特定決済債務につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、委員会の議決を経て、当該決済債務に係る第18条の2第1項及び第2項の規定並びに同条第3項において準用する第18条第6項の規定により計算した

保険金の額の合計額に達するまでを限り、当該申込みに係る貸付けを行う旨の決定をするものとする。

- 2 機構は、前項の資金の貸付けの申込みを受けた場合において、必要と認めるときは、当該申込みに係る農水産業協同組合に対し当該貸付けの可否を決定するため参考となるべき事項につき説明を求めるものとする。
- 3 第30条第4項の規定は第1項の規定による決定をしたときについて、第31条の規定は第1項の規定により貸付けを行う旨の決定をしたときについて、それぞれ準用する。この場合において、第30条第4項中「を当事者とする合併等又は信用事業再建措置に係る」とあるのは、「に係る」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の決定に基づく資金の貸付けが行われた場合における第29条第1項の規定の適用については、同項中「原則として」とあるのは「第34条の3第1項の規定による資金の貸付けに要する費用に相当する額と併せ、原則として」とする。

第7章 貯金等債権の買取り

(貯金等債権の買取り)

- 第35条** 機構は、第20条第1項各号に掲げる場合（第一種保険事故発生した農水産業協同組合の貯金者等の保護のため必要があると認める場合を含む。）又は第21条第2号若しくは第3号に掲げる場合には、委員会の議決を経て、第20条第1項各号又は第4条第2号の保険事故に係る貯金等債権（貯金者等が当該保険事故の発生した農水産業協同組合に対して有する貯金等（第7条第2項第2号から第9号まで及び第18条第2項各号に掲げる貯金等を除く。）に係る債権であつて、担保権の目的となつていないものをいう。以下この章において同じ。）を買い取ることを決定することができる。
- 2 前項の買取りは、第37条第1項又は同条第2項において準用する第14条第4項の規定により公告した買取期間内に、前項の保険事故に係る貯金者等が有する貯金等債権（保険金の支払の請求があつたことにより機構が取得した部分を除く。）を、その請求に基づいて、概算払額に相当する金額で買い取るにより行うものとする。
 - 3 前項に規定する概算払額は、機構が貯金者等から買い取る貯金等債権の額から、保険事故が発生した日から当該買取りの日までの期間に対応する次に掲げるものの額を控除した額に、次条第1項の規定により機構が定める率（以下「概算払率」という。）を乗じて計算した金額とする。

一 利息

二 収益の分配

三 定期積金契約に係る給付補てん金

四 第18条第3項第6号に規定する債券の券面金額から払込金の合計額を控除した金額に相当するもの

- 4 前項の規定により概算払額を計算する場合において、その額に50銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、その端数を1円に切り上げるものとする。
- 5 第7条第2項第1号に掲げる貯金に係る債権について、第3項の規定により概算払額を計算する場合において、外国通貨の補助通貨単位の額に0.5単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、0.5単位以上1単位未満の端数があるときは、その端数を1単位に切り上げるものとする。
- 6 前項の概算払額を計算する場合において、外国通貨を本邦通貨に換算するときは、保険事故の発生した日以後における外国為替の売買相場を勘案して機構が定める換算割合により換算するものとする。
- 7 第4項の規定は、前項の規定により外国通貨を本邦通貨に換算する場合について準用する。
- 8 機構は、第1項の規定による貯金等債権の買取りを行うときは、当該買取りの対象となる貯金等債権の譲渡に関し、あらかじめ当該農水産業協同組合の承諾を得るものとする。
- 9 第17条第3項から第5項までの規定は、第2項の規定による買取りに係る概算払額に相当する金額の支払（以下「概算払額の支払」という。）について準用する。
- 10 第24条第8項の規定は、第2項の規定により貯金等債権の買取りを行った場合について準用する。

（概算払率）

第36条 機構は、前条第1項の決定においては、委員会の議決を経て、当該決定に係る買取りの概算払率を定めるものとし、当該決定について農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けるものとする。

- 2 前項の概算払率を定める場合には、前条第1項の決定に係る農水産業協同組合の財務の状況に照らし、当該農水産業協同組合について破産手続が行われたならば当該農水産業協同組合に係る貯金等債権について弁済を受けることができる見込まれる額を考慮し、機構の資産の効率的な利用に配慮するものとする。

（買取りの公告等）

第37条 機構は、前条第1項の認可を受けたときは、速やかに、委員会の議決を経て、貯金等債権の買取りに係る買取期間、買取場所、概算払額の支払

方法、買取りの取扱時間、貯金者等が買取りを請求する際に機構に対し提出又は提示をすべき書類その他のもの、機構が買取り業務を農水産業協同組合その他の金融機関に委託する場合には当該農水産業協同組合その他の金融機関、その他機構が必要と認める事項を定め、これを当該認可に係る概算払率とともに公告するものとする。

- 2 第14条第2項から第4項までの規定は、前項の規定により公告した買取期間を変更する場合について準用する。
- 3 第13条第2項の規定は、第1項に規定する事項を定めた場合及び前項において準用する第14条第2項の規定により買取期間を変更した場合について準用する。
- 4 第15条の規定は、第1項の規定による公告をする場合について準用する。

(買取りの手続)

第38条 機構は、貯金者等から貯金等債権の買取りについての請求を受けるときは、第1号に掲げる貯金等債権買取請求書を提出させ、第2号及び第3号に掲げる書類等を提出又は提示させるものとする。ただし、貯金者等が提出又は提示できない書類等があることにつき、やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

一 貯金等債権買取請求書

二 貯金者等につき、第23条第1項第3号イからニまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める書類

三 その他機構が必要と認める書類その他のもの

- 2 第23条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する請求について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「同項第3号イ」とあるのは「第23条第1項第3号イ」と、同条第4項中「同項から」とあるのは「第23条第1項から」と、「次に掲げる書類等」とあるのは「第38条第1項第1号に掲げる貯金等債権買取請求書並びに第3号及び第4号に掲げる書類等」と読み替えるものとする。
- 3 機構は、前条第1項又は同条第2項において準用する第14条第4項の規定により公告した買取期間内に貯金者等が第1項の請求をしなかつたことにつき災害その他やむを得ない事情があると機構が認めるときは、第35条第2項の規定にかかわらず、当該買取期間経過後であつても、当該貯金者等の貯金等債権の買取りをするものとする。
- 4 第1項第1号に掲げる貯金等債権買取請求書の様式については、機構がこれを定めるものとする。

(買取りに係る債権の行使方法)

第39条 機構は、貯金等債権の買取りをすることにより当該貯金等債権を取

得したときは、当該買取りに係る保険事故の発生した農水産業協同組合に対する債権者として、その債権の保全及び行使のため必要と認める措置を講じ、かつ、その債権の全部又は一部について回収の見込みがあるときは、回収に努めるものとする。

(精算払)

第40条 機構は、第35条第2項の規定により買い取った貯金等債権の回収をした場合において、当該回収によつて得た金額から当該買取りに要した費用の額を控除した金額が、当該買取りに係る概算払額に相当する金額を超えるときは、その超える部分の金額を当該貯金者等に対して支払うものとする。

2 前項に規定する費用は、次に掲げるものとする。

- 一 貯金等債権の買取りをするために機構がした借入金の利息
- 二 貯金等債権の買取りをするために機構が要した事務取扱費
- 三 前項の規定による支払（以下「精算払」という。）をするとした場合に当該精算払のために機構が要すると見込まれる事務取扱費

3 第35条第4項の規定は、第1項の規定により精算払の金額を計算した場合について準用する。

(精算払に係る公告)

第41条 機構は、精算払をするときは、あらかじめ、委員会の議決を経て、支払額、支払期間、支払の方法その他機構が必要と認める事項を定め、これを公告するものとする。

2 機構は、前条の規定による公告を行う場合には、官報への掲載及びその他適当と認められる方法により公告するものとする。

3 第13条第2項の規定は、第1項に規定する事項を定めた場合について準用する。

(精算払の手續)

第42条 機構は、貯金者等に対して精算払をする場合において、支払のために機構が必要と認めるときは、貯金者等（第23条第2項に規定する法定代理人等及び同条第3項に規定する代理人を含む。）から機構が支払のために必要と認める書類等を提出又は提示させるものとする。

2 機構は、前条第1項の規定により公告した支払期間内において、精算払をするものとする。ただし、機構がその支払期間後に精算払をすることにつき、相当と認めるときは、この限りでない。

第8章 債権回収会社との協定

(協定の締結)

第43条 機構は、経営困難農水産業協同組合から法第77条第1項の規定による委託を受けて買い取った資産の管理及び処分を行うこと（以下「回収業務」という。）を目的とする債権回収会社で、回収業務を適切に行い得る債権回収会社と、回収業務に関する協定（以下「協定」という。）を締結するものとする。

2 協定は、法第75条第1項各号に掲げる事項を含むものとする。

3 機構は、協定を締結しようとするときは、委員会の議決を経て協定の内容を定め、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けるものとする。

（出資）

第44条 機構は、協定を締結した債権回収会社（以下「協定債権回収会社」という。）に対し、協定の定めによる回収業務の円滑な実施に必要な資金の出資を行うことができる。

2 機構は、前項の規定による出資を行おうとするときは、委員会の議決を経て出資する金額を定め、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けるものとする。

（資産の買取りの委託等）

第45条 機構は、第30条第1項（第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定により経営困難農水産業協同組合の資産の買取りを含む資金援助を行う旨の決定をする場合には、協定債権回収会社に対し、機構に代わって当該資産の買取りを行うことを委託することができる。

2 機構は、協定債権回収会社に対し、必要に応じて委託手数料（実費を含む。）を支払うものとする。

3 機構は、第1項の規定による委託の申出をするときは、委員会の議決を経て、同項の決定に係る資産の買取りの価格、次条に規定する損失の補てんその他の当該委託に関する条件を定め、これを協定債権回収会社に対して提示するものとする。

4 機構は、協定債権回収会社との間で第1項の規定による資産の買取りの委託に関する契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣に報告するものとする。

（損失の補てん）

第46条 機構は、協定債権回収会社に対し、協定の定めによる業務の実施により生じた損失の額として施行令第33条で定めるところにより計算した金額の範囲内において、当該損失の補てんを行うことができる。

（資金の貸付け及び債務の保証）

第47条 機構は、協定債権回収会社から、協定の定めによる経営困難農水産

業協同組合の資産の買取りのために必要とする資金その他の協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金について、その資金の貸付け又は協定債権回収会社によるその資金の借入れに係る債務の保証の申込みを受けた場合において、必要があると認めるときは、当該貸付け又は債務の保証を行うものとする。

- 2 機構は、前項の規定による貸付け又は債務の保証を行おうとするときは、委員会の議決を経て貸付け又は債務の保証の限度額を定めるものとする。
- 3 機構は、前2項による貸付け又は債務の保証の条件を定めようとするときは、金融機関の貸付金利その他の条件の動向を勘案して当該貸付け等に係る利率その他の条件を定めるものとする。
- 4 機構は、第1項の規定により協定債権回収会社との間で同項の貸付け又は債務の保証に係る契約を締結したときは、直ちに、その契約の内容を農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣に報告するものとする。

(保証債務の範囲)

第48条 前条第1項の規定による債務の保証に係る保証債務の範囲は、借入金の元本、その利息及びその債務の不履行による延滞利息の合計額とする。

(債務の保証に係る保証料の徴収)

第49条 第47条第1項の規定による債務の保証に係る保証料の徴収については、別に定めるところによる。

(協定債権回収会社からの納付金の収納)

第50条 機構は、協定債権回収会社に対し、毎事業年度、協定の定めによる業務の実施により生じた利益の額として施行令第32条第1項で定めるところにより計算した額があるときは、当該利益の額に相当する金額を当該事業年度の終了後3月以内に納付させるものとし、納付の際には当該納付金の計算の基礎を明らかにした書類を添付させるものとする。

(指導及び助言)

第51条 機構は、協定債権回収会社による回収業務の実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

(出資等に係る調査)

第52条 機構は、第44条第1項の規定による出資、第46条の規定による損失の補てん、第47条第1項の規定による資金の貸付け又は債務の保証並びに前条の規定による指導及び助言を行うために必要と認める事項について、調査を行うものとする。

(業務の費用の徴収)

第53条 法第74条第4号から第6号までに規定する業務に係る費用の徴収については、別に定めるところによる。

(資金の融通のあつせん)

第54条 機構は、協定債権回収会社が協定の定めによる回収業務の円滑な実施のために必要とする資金の融通のあつせんに努めるものとする。

(協力依頼)

第55条 機構は、法第74条に規定する業務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めるものとする。

(報告の徴求)

第56条 機構は、法第74条に規定する業務を行うため必要があるときは、協定債権回収会社に対し、協定の実施又は財務の状況に関し報告を求めるものとする。

第9章 管理人又は管理人代理としての業務

(管理人への就職等)

第57条 機構は、都道府県知事（法第83条第1項に規定する処分（以下「管理を命ずる処分」という。）を命じられた農水産業協同組合が農林水産大臣及び内閣総理大臣の監督に係るものであるときは、農林水産大臣及び内閣総理大臣とする。以下この章において同じ。）が管理を命ずる処分をする場合において、都道府県知事から管理人に選任されたときは、管理人に就職するものとする。

2 機構は、前項の規定により管理人に就職したときは、法第85条第1項に規定する管理人に専属する権利を取得し、適切にこれを行行使するものとする。

3 機構は、第1項の規定により管理人に就職した場合において、他に管理人が選任されたときは、共同してその職務を行うものとする。ただし、都道府県知事の承認を得て職務を分掌することができる。

4 機構は、第1項の規定により管理人に就職した場合において、必要があると認めるときは、都道府県知事の承認を得て管理人代理を選任するものとする。

5 機構は、第1項の規定により管理人に就職したときは、善良な管理者の注意をもって、その職務を行うものとする。

(管理人の職務を行うべき者の指名等)

第58条 機構は、前条第1項の規定により管理人に就職したときは、役職員のうち管理人の職務を行うべき者を指名し、その旨を都道府県知事及び当該管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合に通知するものとする。

(管理人代理への就職等)

第59条 機構は、管理人が都道府県知事の承認を得て機構を管理人代理に選

任したときは、管理人代理に就職するものとする。

- 2 機構は、前項の規定により管理人代理に就職したときは、管理人の指示の下、善良な管理者の注意をもつて、その職務を行うものとする。

(報酬)

第60条 機構は、第57条第1項又は前条第1項の規定により管理人又は管理人代理に就職してその職務を行うに当たっては、費用の前払及び都道府県知事が定める報酬を受けすることができる。

(報告等)

第61条 機構は、管理人としての職務を行う場合において、都道府県知事から法第88条の規定により被管理農水産業協同組合の業務及び財産の状況等に関し報告又は資料の提出を求められたときは、都道府県知事に業務及び財産の状況等に関し報告又は資料の提出をするものとする。

- 2 機構は、管理人としての職務を行う場合において、都道府県知事から法第88条の規定により被管理農水産業協同組合の経営に関する計画の作成及び提出その他必要な措置を命ぜられたときは、その計画を作成して都道府県知事に提出し、その他適切な措置をとるものとする。

(調査等)

第62条 機構は、管理人としての職務を行うときは、被管理農水産業協同組合の理事（農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会及び農林中央金庫の経営管理委員を含む。以下この章において同じ。被管理農水産業協同組合が特定承継会社である場合にあつては、取締役（指名委員会等設置会社である場合にあつては、取締役及び執行役））、監事（被管理農水産業協同組合が農協法第37条の2第3項に規定する会計監査人設置組合（以下「会計監査人設置組合」という。）又は農林中央金庫である場合にあつては、監事並びに会計監査人及びその職務を行うべき社員、被管理農水産業協同組合が特定承継会社である場合にあつては、会計参与、監査役及び会計監査人（監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である場合にあつては、会計参与及び会計監査人））及び参事（被管理農水産業協同組合が特定承継会社である場合にあつては、支配人）その他の使用人並びにこれらの者であつた者に対し、被管理農水産業協同組合の業務及び財産の状況（これらの者であつた者については、その者が当該被管理農水産業協同組合の業務に従事していた期間内に知ることができた事項に係るものに限る。）につき報告を求め、又は被管理農水産業協同組合の帳簿、書類その他の物件を検査することができる。

- 2 機構は、管理人としての職務を行うため必要があるときは、官庁、公共団体その他の者に照会し、又は協力を求めることができる。

(被管理農水産業協同組合の理事等の経営責任を明確にするための措置)

第63条 機構は、管理人としての職務を行うときは、被管理農水産業協同組合の理事（被管理農水産業協同組合が特定承継会社である場合にあつては、取締役（指名委員会等設置会社である場合であつては、取締役又は執行役）若しくは監事（被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては監事又は会計監査人、被管理農水産業協同組合が特定承継会社である場合にあつては会計参与、監査役又は会計監査人（監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である場合にあつては、会計参与又は会計監査人））又はこれらの者であつた者の職務上の義務違反に基づく民事上の責任を履行させるため、訴えの提起その他の必要な措置をとるものとする。

2 機構は、管理人としての職務を行うことにより犯罪があると思料するとき、告発に向けて所要の措置をとるものとする。

(被管理農水産業協同組合との取引)

第64条 機構は、管理人に就職している間、自己又は第三者のために被管理農水産業協同組合と取引をするときは、都道府県知事の承認を得るものとする。

(被管理農水産業協同組合の理事又は監事の解任及び選任)

第65条 機構は、管理人としての職務を行う場合において、必要があると認めるときは、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事（被管理農水産業協同組合が特定承継会社である場合にあつては、取締役（監査等委員会設置会社である場合にあつては監査等委員である取締役又はそれ以外の取締役、指名委員会等設置会社である場合であつては取締役又は執行役）。次項において同じ。）若しくは監事（被管理農水産業協同組合が会計監査人設置組合又は農林中央金庫である場合にあつては監事又は会計監査人、被管理農水産業協同組合が特定承継会社である場合にあつては会計参与、監査役又は会計監査人（監査等委員会設置会社又は指名委員会等設置会社である場合にあつては、会計参与又は会計監査人）。次項において同じ。）を解任することができる。

2 機構は、前項の規定により被管理農水産業協同組合の理事又は監事を解任しようとする場合において、解任により法律又は定款に定めた理事又は監事の員数を欠くこととなるときは、裁判所の許可を得て、被管理農水産業協同組合の理事又は監事を選任することができる。

(管理の終了)

第66条 機構は、管理人としての職務を行うときは、管理を命ずる処分があつた日から1年以内に、被管理農水産業協同組合の信用事業の譲渡その他の

措置を講ずることにより、その管理を終えるものとする。ただし、やむを得ない事情によりこの期限内にその管理を終えることができない場合には、都道府県知事の承認を得て、1年ごとに2回までを限り、この期間を延長することができる。

第10章 金融危機に対応するための措置

(優先出資の引受け等)

第67条 機構は、農林水産大臣及び内閣総理大臣の法第97条第1項第1号の措置に係る同項の認定が行われた場合において、当該認定に係る農水産業協同組合から同条第3項の規定により定められた期限内に当該措置に係る申込みを受けたときは、農林水産大臣及び内閣総理大臣に対し、当該農水産業協同組合と連名で、当該申込みに係る当該措置を行うかどうかの決定を求めるものとする。

2 機構は、法第100条第3項の規定による決定がされたときは、当該決定に従い、優先出資の引受け等を行うものとする。

3 機構は、前項の規定に基づき優先出資の引受け等を行ったときは、速やかに、その内容を農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣（都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合から優先出資の引受け等を行った場合にあつては、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣並びに当該都道府県知事。次条第2項において同じ。）に報告するものとする。

(取得優先出資又は取得貸付債権の処分)

第68条 機構は、法第100条第3項第1号に規定する取得優先出資又は取得貸付債権について譲渡その他の処分を行おうとするときは、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の承認を受けるものとする。

2 機構は、前項の処分を行ったときは、速やかに、その内容を農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣に報告するものとする。

(資金援助の特例)

第69条 機構は、法第104条第1項の規定による管理を命ずる処分を受けた農水産業協同組合に係る合併等を援助するため、第26条第1項に規定する資金援助の申込みを受けた場合において、当該資金援助に要すると見込まれる費用が当該農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を超えると認めるときであつても、当該資金援助が当該農水産業協同組合の財務の状況に照らし当該資金援助に係る合併等が行われるために必要な範囲を超えていないと認めるときは、委員会の議決を経て、必要な資金援助を行うことを決定するものとする。

(危機対応勘定から一般勘定への繰入れ)

第70条 機構は、前条の規定による議決に係る資金援助を行うときは、危機対応勘定（法第105条第1項に規定する危機対応勘定をいう。以下同じ。）から、当該資金援助に要すると見込まれる費用から当該資金援助に係る農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払を行うときに要すると見込まれる費用を控除した残額に相当する金額を、一般勘定（法第41条に規定する一般勘定をいう。以下同じ。）に繰り入れるものとする。

(負担金の納付)

第71条 機構は、法第106条第4項（法第108条第3項において準用する場合を含む。）の規定による公告がされたときは、当該公告において定められた期間中、機構の危機対応業務（法第105条第1項に規定する危機対応業務（前条の規定による危機対応勘定から一般勘定への繰入れを含む。）をいう。）の実施に要した費用に充てるため、当該公告において定められた期間に含まれる各年の6月30日までに、農水産業協同組合から負担金を受け入れるものとする。

2 前項の場合において、機構は、施行規則第32条で定める負担金計算書のほか、機構が同項の負担金（以下「負担金」という。）算定上必要と認める書類の提出をさせるものとする。

3 負担金の額は、各農水産業協同組合につき、当該負担金を納付すべき日の属する年の3月31日における負債（施行規則第33条で定めるものを除く。）の額の合計額に、法第106条第2項の規定により農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の定める負担率を乗じて計算した金額とする。

4 第5条第2項、第6条、第7条第3項及び第4項並びに第10条の規定は、負担金について準用する。この場合において、第7条第3項中「第5条第1項の定めにより提出した保険金計算書」とあるのは「第71条第2項の定めにより提出した負担金計算書」と、同条第4項中「第1項、第8条の2第1項又は第10条第1項」とあるのは「第71条第3項又は同条第4項において準用する第10条第1項」と、第10条第1項中「前条第1項」とあるのは「第9条第1項」と読み替えるものとする。

(負担金に係る報告)

第72条 機構は、毎事業年度、当該事業年度における危機対応勘定の収支につき、法第106条第1項各号に掲げる事項を、当該事業年度の終了後3月以内に、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣に報告するものとする。

2 機構は、法第106条第5項（法第108条第3項において準用する場合を含む。）の規定により農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣から意見の陳述、報告又は資料の提出を求められたときは、農林水産大臣、財務大臣

及び内閣総理大臣に対し、意見の陳述、報告又は資料の提出をするものとする。

- 3 機構は、その借入金の金利の変動、法第109条第1項の規定による政府の補助その他の事由（第1項に規定する事項に係るものを除く。）により、負担金に過不足が生ずることが明らかとなつた場合には、その旨を農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣に報告するものとする。

（納付金）

第73条 機構は、負担金が納付されない事業年度（法第109条第1項の規定により政府の補助を受けた日を含む事業年度の後の事業年度に限る。）において、危機対応勘定に損益計算上の利益金として施行規則第34条で定めるところにより計算した金額があるときは、当該金額を、同項の規定により既に政府の補助を受けた金額の合計額からこの項の規定により既に国庫に納付した金額を控除した金額までを限り、翌事業年度の7月31日までに国庫に納付するものとする。

- 2 機構は、前項の規定により利益金を納付するときは、同項の規定に基づいて計算した国庫に納付する金額の計算書に、当該事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他施行規則第35条で定める書類を添付して、翌事業年度の7月21日までに、これを農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣に提出するものとする。

第11章 資金の貸付け

（貯金等の払戻しのための資金の貸付け）

第74条 第34条の3の規定は、法第69条の3第1項各号に掲げる者から支払対象貯金等の払戻し（保険金計算規定により計算した保険金の額に対応する支払対象貯金等につき行うものに限る。）のために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この場合において、第34条の3第1項中「当該決済債務に係る第18条の2第1項及び第2項の規定並びに同条第3項において準用する第18条第6項の規定」とあるのは、「当該支払対象貯金等に係る保険金計算規定」と読み替えるものとする。

（資産価値の減少防止のための資金の貸付け）

第75条 第34条の3（第4項を除く。）の規定は、法第69条の3第1項各号に掲げる者（同項第1号に掲げる者にあつては、破産手続開始、再生手続開始若しくは更生手続開始の申立て又は特別清算開始の命令があつた後に限る。）からその保有する貸付債権その他の資産の価値の減少を防止するために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合について準用する。この

場合において、第34条の3第1項中「当該決済債務に係る第18条の2第1項及び第2項の規定並びに同条第3項において準用する第18条第6項の規定により計算した保険金の額の合計額に達するまでを限り」とあるのは、「その必要の限度において」と読み替えるものとする。

第12章 農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第2章第2節及び第3章第2節の規定による貯金者表の提出その他これらの規定による業務

第1節 定義

(用語)

第76条 この章において使用する用語は、農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（平成12年法律第95号。以下「再生特例法」という。）において使用する用語の例による。

(貯金等債権の定義)

第77条 この章において「貯金等債権」とは、貯金等に係る債権をいう。
2 前項に規定する貯金等債権には、第7条第2項第2号から第9号まで及び第18条第2項各号に掲げる貯金等に係る債権は含めないものとする。

第2節 再生手続における貯金者表の提出その他の業務

(届出期間に関する意見)

第78条 機構は、民事再生法第34条第1項の再生債権の届出をすべき期間について、農水産業協同組合に係る再生事件が係属する裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(再生債務者等との協議)

第79条 機構は、この節に規定された業務を行うに当たっては、必要に応じ再生手続における再生債務者等（民事再生法第2条第2号に規定する再生債務者等をいう。以下この節において同じ。）、監督委員、保全管理人等と協議するものとする。

(債権者委員会)

第80条 機構は、第85条第1項の規定による貯金者表の提出をする前において、民事再生法第117条第1項に規定する再生債権者をもって構成する委員会を構成することができる。

2 機構は、民事再生法第117条第2項に規定する債権者委員会を構成する

者である場合には、貯金者等のために、公平かつ誠実に債権者委員としての行為をするものとする。

3 機構は、前項の場合には、貯金者等に対し、善良な管理者の注意をもって債権者委員としての行為をするものとする。

4 機構は、民事再生法第117条第4項の規定により費用の償還を申し立てることができる。

(貯金者表の作成)

第81条 機構は、再生特例法第14条第2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている再生債権である貯金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、次に掲げる事項を記載した貯金者表を作成するものとする。

一 貯金等債権の内容（約定劣後再生債権（民事再生法第35条第4項に規定する約定劣後再生債権をいう。）であるかどうかの別を含む。）及び原因

二 議決権（民事再生法第87条第1項に規定する議決権をいう。）の額

三 貯金者等が貯金等債権につき民事再生法第53条第1項に規定する別除権を有するときは、同法第94条第2項に規定する債権の額

四 貯金者等の氏名又は名称及び住所

五 貯金等債権が民事再生法第84条第2項各号に掲げる請求権を含むときは、その旨

六 貯金等債権が執行力ある債務名義又は終局判決のある債権であるときは、その旨

(貯金者表の縦覧)

第82条 機構は、前条に規定する貯金者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、債権届出期間（民事再生法第94条第1項の規定により定めた再生債権の届出をすべき期間をいう。以下この節において同じ。）の末日の前日までの間、貯金者表を貯金者等の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による貯金者表の縦覧の開始の日は、債権届出期間の末日の前日の2週間以上前の日とする。

(縦覧開始後の貯金者表の記載の追加及び利益変更)

第83条 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後、当該貯金者表に記載されていない貯金等債権（機構が債権者であるものを除く。）があることを知つたときは、遅滞なく、当該貯金者表に、当該貯金等債権に係る第81条各号に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

2 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後、当該貯金者表に記載

されている貯金等債権について当該貯金者等の利益となる記載の変更を行うべきことを知ったときは、遅滞なく、当該貯金者表に、当該貯金等債権に係る事項の記載の変更を行うものとする。

(縦覧開始後の貯金者表の記載の削除及び不利益変更)

第84条 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該貯金者表に記載されている貯金者等の承諾を得て、当該貯金者等に係る貯金等債権について、その記載を削除し、又は当該貯金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。

2 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該貯金者表に記載されている貯金者等に係る貯金等債権を、法第60条第1項若しくは第3項の規定により取得し、又は法第70条の規定により買い取った場合においては、前項の規定にかかわらず、当該貯金者等の承諾を得ないで、当該貯金等債権について、その記載を削除し、又は当該貯金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。

(貯金者表の提出)

第85条 機構は、債権届出期間の末日に、第81条、第83条及び前条の規定により作成した貯金者表を裁判所に提出するものとする。

2 機構は、貯金者表を裁判所に提出した後、再生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでは、当該貯金者表に記載されていない貯金等債権（機構が債権者であるもの及び既に貯金者等が民事再生法の規定により裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該貯金者表に、当該貯金等債権に係る第81条各号に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

(貯金者表提出時における裁判所への届出事項)

第86条 機構は、前条第1項の規定による貯金者表の提出又は同条第2項の規定による記載の追加をする場合においては、次に掲げる事項を裁判所に届け出るものとする。

一 再生手続において書面を送付する方法によってする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）

二 貯金者表に記載されている貯金等債権に関し再生手続開始当時訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

(貯金者代理)

第87条 機構は、再生特例法第17条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる貯金等債権に係る債権者（同法第18条第2項に規定する参加の届出をした貯金者等を除く。以下この節において「機構代理貯金

者」という。)のために、当該機構代理貯金者に係る貯金等債権(以下この節において「機構代理債権」という。)をもって、再生手続に属する一切の行為(再生債権の調査において、機構が異議を述べた機構代理債権に係る再生債権の確定に関する裁判手続に関する行為を除く。)をするものとする。

- 2 機構は、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る民事再生法第105条第1項本文の査定の申立てを取り下げ、若しくは機構代理債権に係る再生債権の確定に関する訴訟において民事訴訟法(平成8年法律第109号)第32条第2項第1号若しくは第2号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の授権を得るものとする。
- 3 機構は、機構代理貯金者のために、公平かつ誠実に前2項の行為をするものとする。
- 4 機構は、機構代理貯金者に対し、善良な管理者の注意をもって第1項及び第2項の行為をするものとする。
- 5 機構は、貯金者表を裁判所に提出した後、再生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでは、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えるものとする。

(特別調査期間の費用)

第88条 機構は、機構代理債権に係る民事再生法第103条第1項に規定する特別調査期間(次項において「特別調査期間」という。)に関する費用を同条第2項の規定にかかわらず、負担するものとする。

- 2 機構は、民事再生法第133条の規定により原状に復した貯金等債権について調査するため特別調査期間が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理貯金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)

第89条 機構は、再生債権の調査において、機構代理債権の内容について再生債務者等が認めず、又は届出再生債権者(民事再生法第102条第1項に規定する届出再生債権者をいう。)が異議を述べた場合(機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。)に、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知するものとする。

(議決権の行使のための通知及び公告)

第90条 機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第169条第2項第1号に掲げる方法が定められた場合にお

いて、機構代理貯金者のために議決権を行使するものとする。

- 2 機構は、前項の規定による議決権を行使しようとするときは、当該再生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の債権者集会の期日の2週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理貯金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告するものとする。
- 3 機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第169条第2項第2号又は第3号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理貯金者のために議決権を行使するものとする。
- 4 機構は、前項の規定による議決権を行使しようとするときは、民事再生法第169条第2項第2号に規定する期間の末日の2週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理貯金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告するものとする。
- 5 機構は、機構代理貯金者のために民事再生法第211条第1項又は同法第217条第1項の再生計画案についての同意並びに再生債権の調査及び確定の経手を経ないことについての同意をしようとするときは、その2週間前までに、当該再生計画案の内容を機構代理貯金者に通知するとともに、公告するものとする。

（通知及び公告の方法）

第91条 機構は、第89条並びに前条第2項、第4項及び第5項の規定による通知は、書類を通常の手続きによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりするものとする。

- 2 機構は、第82条第1項及び前条第2項、第4項及び第5項の規定による公告を行う場合には、官報に掲載して行うものとする。

（弁済金の受領、支払等）

第92条 機構は、機構代理債権について当該機構代理債権に係る当該機構代理貯金者のために再生手続における弁済金を受領することができる。

- 2 機構は、前項の規定により弁済金を受領したときは、機構の定めた支払の方法その他機構が必要と認める事項に従い、当該機構代理貯金者に対して当該機構代理債権に係る弁済金を支払うことができる。
- 3 機構は、前項の規定により弁済金を支払う場合には、機構の定めた支払の方法その他機構が必要と認める事項を公告するものとする。
- 4 機構は、前項の規定による公告を行う場合には、官報への掲載及びその他

適当と認められる方法により公告するものとする。

5 機構は、機構代理貯金者から当該機構代理貯金者に係る弁済金の支払に係る初回の請求を受けるときその他機構が必要と認めるときは、第1号に掲げる弁済金支払請求書を提出させ、第2号及び第3号に掲げる書類等を提出又は提示させるものとする。ただし、機構代理貯金者が提出又は提示できない書類等があることにつき、やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

一 弁済金支払請求書

二 機構代理貯金者につき、第23条第1項第3号イからニまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める書類

三 その他機構が必要と認める書類その他のもの

6 第23条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する請求について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「貯金者等」とあるのは「機構代理貯金者」と、「同項第3号イ」とあるのは「第23条第1項第3号イ」と、同条第4項中「同項から」とあるのは「第23条第1項から」と、「次に掲げる書類等」とあるのは「第92条第5項第1号に掲げる弁済金支払請求書並びに第3号及び第4号に掲げる書類等」と読み替えるものとする。

7 第5項第1号に掲げる弁済金支払請求書の様式については、機構がこれを定めるものとする。

(決済債務の弁済等の許可に関する意見)

第93条 機構は、裁判所が再生特例法第28条第1項の許可と同時に定めることとなる弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う貯金等の種別、弁済又は払戻し（以下「弁済等」という。）の限度額及び弁済等をする期間について、裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第3節 破産手続における貯金者表の提出その他の業務

(届出期間に関する意見)

第94条 機構は、破産法第31条第1項第1号の破産債権の届出をすべき期間について、農水産業協同組合に係る破産事件が係属する裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(破産管財人等との協議)

第95条 機構は、この節に規定された業務を行うに当たっては、必要に応じ破産管財人等と協議するものとする。

(少額配当受領申出に関する通知)

第95条の2 機構は、再生特例法第35条第2項の規定による裁判所からの破産法第32条第1項及び第2項の規定により公告すべき事項の通知を受けたときは、破産債権者である貯金者等に対し、遅滞なく、自己に対する配当額の合計額が1,000円に満たない場合においても配当金を受領する意思（第98条第3項において「少額配当受領の意思」という。）があるときは債権届出期間（破産法第111条第1項に規定する債権届出期間をいう。以下この節において同じ。）の末日の前日までに機構に申し出るべき旨を通知するものとする。

（債権者委員会）

第95条の3 機構は、第100条第1項の規定による貯金者表の提出をする前において、破産法第144条第1項に規定する破産債権者をもって構成する委員会を構成することができる。

2 機構は、破産法第144条第2項に規定する債権者委員会を構成する者である場合には、貯金者等のために、公平かつ誠実に債権者委員としての行為をするものとする。

3 機構は、前項の場合には、貯金者等に対し、善良な管理者の注意をもって債権者委員としての行為をするものとする。

4 機構は、破産法第144条第4項の規定により費用の償還を申し立てることができる。

（貯金者表の作成）

第96条 機構は、再生特例法第35条第2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている破産債権である貯金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、次に掲げる事項を記載した貯金者表を作成するものとする。

一 貯金等債権の額及び原因

二 貯金等債権が優先的破産債権（破産法第98条第1項に規定する優先的破産債権をいう。）であるときは、その旨

三 貯金等債権が劣後的破産債権（破産法第99条第1項に規定する劣後的破産債権をいう。）又は約定劣後破産債権（同条第2項に規定する約定劣後破産債権をいう。）であるときは、その旨

四 貯金者等に対する配当額の合計額が1,000円に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨

五 貯金者等が貯金等債権につき破産法第2条第9項に規定する別除権を有するときは、当該別除権の行使によって弁済を受けることができないと有見込まれる債権の額

六 貯金者等が貯金等債権につき破産法第108条第2項に規定する特別の

先取特権、質権若しくは抵当権又は破産債権を有するときは、当該特別の先取特権、質権若しくは抵当権の行使又は当該破産債権について配当によって弁済を受けることができないと見込まれる債権の額

七 貯金者等の氏名又は名称及び住所

八 貯金等債権が執行力ある債務名義又は終局判決のある破産債権であるときは、その旨

(貯金者表の縦覧)

第97条 機構は、前条に規定する貯金者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、債権届出期間の末日の前日までの間、貯金者表を貯金者等の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による貯金者表の縦覧の開始の日は、債権届出期間の末日の前日の2週間以上前の日とする。

(縦覧開始後の貯金者表の記載の追加及び利益変更)

第98条 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後、当該貯金者表に記載されていない貯金等債権（機構が債権者であるものを除く。）があることを知つたときは、遅滞なく、当該貯金者表に、当該貯金等債権に係る第96条各号に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

2 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後、当該貯金者表に記載されている貯金等債権について当該貯金者等の利益となる記載の変更を行うべきことを知つたときは、遅滞なく、当該貯金者表に、当該貯金等債権に係る事項の記載の変更を行うものとする。

3 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後、当該貯金者表に記載されている貯金等債権に係る債権者から、少額配当受領の意思がある旨の申出（第100条第3項において「少額配当受領申出」という。）があつたときは、当該貯金者表に、その旨の記載の追加をするものとする。

(縦覧開始後の貯金者表の記載の削除及び不利益変更)

第99条 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該貯金者表に記載されている貯金者等の承諾を得て、当該貯金者等に係る貯金等債権について、その記載を削除し、又は当該貯金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。

2 機構は、貯金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該貯金者表に記載されている貯金者等に係る貯金等債権を、法第60条第1項若しくは第3項の規定により取得し、又は法第70条の規定により買い取つた場合においては、前項の規定にかかわらず、当該貯金者等の承諾を得ないで、当該貯金等債権について、その記載を削除し、又は当該貯金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。

(貯金者表の提出)

第100条 機構は、裁判所の定めた債権届出期間の末日に、第96条、第98条及び前条の規定により作成した貯金者表を裁判所に提出するものとする。

2 機構は、貯金者表を裁判所に提出した後、当該貯金者表に記載されていない貯金等債権（機構が債権者であるもの及び既に貯金者等が破産法の規定により裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該貯金者表に、当該貯金等債権に係る第96条各号に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

3 機構は、貯金者表を裁判所に提出した後、当該貯金者表に記載されている貯金等債権に係る債権者から、少額配当受領申出があったときは、当該貯金者表に、その旨の記載の追加をするものとする。

(貯金者表提出時における裁判所への届出事項)

第101条 機構は、前条第1項の規定による貯金者表の提出又は同条第2項の規定による記載の追加をする場合においては、次に掲げる事項を裁判所に届け出るものとする。

一 破産手続及び免責手続において書面を送付する方法によってする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）

二 貯金者表に記載されている貯金等債権に関し破産手続開始当時訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

(貯金者代理)

第102条 機構は、再生特例法第38条の規定により届出があつたものとみなされる貯金等債権に係る債権者（同法第39条第2項に規定する参加の届出をした貯金者等を除く。以下この節において「機構代理貯金者」という。）のために、当該機構代理貯金者に係る貯金等債権（以下この節において「機構代理債権」という。）をもつて、破産手続に属する一切の行為（破産債権の調査において、機構が異議を述べた機構代理債権に係る破産債権の確定に関する裁判手続に関する行為を除く。）をするものとする。

2 機構は、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る破産債権査定申立て（破産法第125条第1項に規定する破産債権査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る破産債権の確定に関する訴訟において、民事訴訟法第32条第2項第1号若しくは第2号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の授權を得る

ものとする。

- 3 機構は、機構代理貯金者のために、公平かつ誠実に前2項の行為をするものとする。
- 4 機構は、機構代理貯金者に対し、善良な管理者の注意をもつて第1項及び第2項の行為をするものとする。
- 5 機構は、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えるものとする。

(特別調査期間又は特別調査期日の費用)

第103条 機構は、機構代理債権に係る破産法第119条第1項に規定する特別調査期間(次項において「特別調査期間」という。)又は同法第122条第1項に規定する特別調査期日(次項において「特別調査期日」という。)に関する費用を同法第119条第3項(同法第122条第2項において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず負担するものとする。

- 2 機構は、破産法第169条の規定により原状に復した貯金等債権について調査するため特別調査期間又は特別調査期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理貯金者に特別調査期間又は特別調査期日の費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)

第104条 機構は、破産債権の調査において機構代理債権の額等(破産法第125条第1項に規定する額等をいう。)について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者(同法第31条第5項に規定する届出をした破産債権者をいう。)が異議を述べた場合(機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。)には、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理貯金者に通知するものとする。

(通知及び公告の方法)

第105条 機構は、第95条の2及び第104条の規定による通知は、書類を通常の手続きによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりするものとする。

- 2 機構は、第97条第1項の規定による公告を行う場合には、官報に掲載して行うものとする。

(配当金の受領、支払等)

第106条 機構は、機構代理債権について当該機構代理債権に係る機構代理貯金者のために破産手続における配当金を受領することができる。

- 2 機構は、前項の規定により配当金を受領したときは、機構の定めた支払の方法その他機構が必要と認める事項に従い、当該機構代理貯金者に対して当該機構代理債権に係る配当金を支払うことができる。
- 3 機構は、前項の規定により配当金を支払う場合には、機構の定めた支払の方法その他機構が必要と認める事項を公告するものとする。
- 4 機構は、前項の規定による公告を行う場合には、官報への掲載及びその他適当と認められる方法により公告するものとする。
- 5 機構は、機構代理貯金者から当該機構代理貯金者に係る配当金の支払に係る初回の請求を受けるときその他機構が必要と認めるときは、第1号に掲げる配当金支払請求書を提出させ、第2号及び第3号に掲げる書類等を提出又は提示させるものとする。ただし、機構代理貯金者が提出又は提示できない書類等があることにつき、やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。
 - 一 配当金支払請求書
 - 二 機構代理貯金者につき、第23条第1項第3号イからニまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める書類
 - 三 その他機構が必要と認める書類その他のもの
- 6 第23条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する請求について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「貯金者等」とあるのは「機構代理貯金者」と、「同項第3号イ」とあるのは「第23条第1項第3号イ」と、同条第4項中「同項から」とあるのは「第23条第1項から」と、「次に掲げる書類等」とあるのは「第106条第5項第1号に掲げる配当金支払請求書及び第23条第1項第3号及び第4号に掲げる書類等」と読み替えるものとする。
- 7 第5項第1号に掲げる配当金支払請求書の様式については、機構がこれを定めるものとする。

(決済債務の弁済等の許可に関する意見)

第107条 機構は、裁判所が再生特例法第46条の2第1項の許可と同時に定めることとなる弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う貯金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間について、裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第12章の2 再編強化法附則第33条第1項の規定により適用する金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第4章第4節、第5章第2節及び第6章第2節の規定による預金者表の提出その他これらの規定による業務

第1節 定義

(用語)

第108条 この章において使用する用語は、再編強化法附則第33条第1項の規定により適用する金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号。以下「更生特例法」という。）において使用する用語の例による。

(預金等債権の定義)

第109条 この章において「預金等債権」とは、預金等（法第2条第2項に規定する貯金等（特定承継会社が受け入れたものに限る。））に係る債権をいう。

2 前項に規定する預金等債権には、第7条第2項第2号から第9号まで及び第18条第2項各号に掲げる貯金等に係る債権は含めないものとする。

第2節 更生手続における預金者表の提出その他の業務

(届出期間に関する意見)

第110条 機構は、会社更生法第42条第1項の更生債権等の届出をすべき期間について、金融機関に係る更生事件が係属する裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(事業の譲渡に関する意見)

第110条の2 機構は、会社更生法第46条第2項の許可について、金融機関に係る更生事件が係属する裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(財産状況報告集会における意見)

第110条の3 機構は、会社更生法第85条第1項に規定する関係人集会において、管財人の選任並びに当該金融機関の業務及び財産の管理に関する事項について、金融機関に係る更生事件が係属する裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(管財人等との協議)

第111条 機構は、この節に規定された業務を行うに当たっては、必要に応じ更生手続における管財人又は保全管理人等と協議するものとする。

(更生債権者委員会)

第111条の2 機構は、第116条第1項の規定による預金者表の提出をする前において、会社更生法第117条第1項に規定する更生債権者をもつて

構成する委員会を構成することができる。

- 2 機構は、会社更生法第117条第2項に規定する更生債権者委員会を構成する者である場合には、預金者等のために、公平かつ誠実に更生債権者委員としての行為をするものとする。
- 3 機構は、前項の場合には、預金者等に対し、善良な管理者の注意をもつて更生債権者委員としての行為をするものとする。
- 4 機構は、会社更生法第117条第4項の規定により費用の償還を申し立てることができる。

(預金者表の作成)

第112条 機構は、更生特例法第386条第2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている更生債権である預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、次に掲げる事項を記載した預金者表を作成するものとする。

一 預金等債権の内容及び原因

二 預金等債権が一般の優先権がある債権又は約定劣後更生債権（会社更生法第43条第4項第1号に規定する約定劣後更生債権をいう。）であるときは、その旨

三 預金等債権についての議決権（会社更生法第136条第1項に規定する議決権をいう。）の額

四 預金者等の氏名又は名称及び住所

五 預金等債権が会社更生法第136条第2項各号に掲げる債権であるときは、その旨

六 預金等債権が執行力ある債務名義又は終局判決のある更生債権（会社更生法第2条第8項に規定する更生債権をいう。）であるときは、その旨

(預金者表の縦覧)

第113条 機構は、前条に規定する預金者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、債権届出期間（会社更生法第138条第1項に規定する債権届出期間をいう。以下この節において同じ。）の末日の前日までの間、預金者表を預金者等の縦覧に供するものとする。

- 2 前項の規定による預金者表の縦覧の開始の日は、債権届出期間の末日の前日の2週間以上前の日とする。

(縦覧開始後の預金者表の記載の追加及び利益変更)

第114条 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）があることを知つたときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る第112条各号に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

2 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されている預金等債権について当該預金等債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを知つたときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る事項の記載の変更を行うものとする。

(縦覧開始後の預金者表の記載の削除及び不利益変更)

第115条 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。

2 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等に係る預金等債権を、法第60条第1項若しくは第3項の規定により取得し、又は法第70条の規定により買い取つた場合においては、当該預金者等の承諾を得ないで、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。

(預金者表の提出)

第116条 機構は、債権届出期間の末日に、第112条、第114条及び前条の規定により作成した預金者表を裁判所に提出するものとする。

2 機構は、預金者表を裁判所に提出した後、更生計画案を決議に付する旨の決定がなされるまでは、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるもの及び既に預金者等が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知つたときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る第112条各号に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

(預金者表提出時における裁判所への届出事項)

第117条 機構は、前条第1項の規定による預金者表の提出又は同条第2項の規定による記載の追加をする場合においては、次に掲げる事項を裁判所に届け出るものとする。

一 更生手続において書面を送付する方法によつてする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）

二 預金者表に記載されている預金等債権に関し更生手続開始当時訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

(預金者代理)

第118条 機構は、更生特例法第393条の規定により届出があつたもののみなされる預金等債権に係る債権者（更生特例法第394条第2項に規定する参加の届出をした預金者等を除く。以下この節において「機構代理預金者

」という。)のために、当該機構代理預金者に係る預金等債権(以下この節において「機構代理債権」という。)をもって、更生手続に属する一切の行為(更生債権等の調査において、機構が異議を述べた機構代理債権に係る更生債権の確定に関する裁判手続に関する行為を除く。)をするものとする。

- 2 機構は、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る更生債権等査定申立て(会社更生法第151条第1項に規定する更生債権等査定申立てをいう。)を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る更生債権の確定に関する訴訟において民事訴訟法(平成8年法律第109号)第32条第2項第1号若しくは第2号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理預金者の授權を得るものとする。
- 3 機構は、機構代理預金者のために、公平かつ誠実に前2項の行為をするものとする。
- 4 機構は、機構代理預金者に対し、善良な管理者の注意をもって第1項及び第2項の行為をするものとする。
- 5 機構は、預金者表を裁判所に提出した後、更生計画案を決議に付する旨の決定がなされるまでは、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えるものとする。

(特別調査期間の費用)

第119条 機構は、機構代理債権に係る会社更生法第148条第1項に規定する特別調査期間(次項において「特別調査期間」という。)に関する費用を同条第2項の規定にかかわらず、負担するものとする。

- 2 機構は、会社更生法第92条の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別調査期間が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理預金者に特別調査期間の費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)

第120条 機構は、更生債権等の調査において、機構代理債権の内容について管財人が認めず、又は届出をした更生債権者等(会社更生法第42条第2項に規定する届出をした更生債権者等をいう。)若しくは株主若しくは組合員等が異議を述べた場合(機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。)には、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知するものとする。

(議決権行使のための通知及び公告)

第121条 機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第189条第2項第1号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使するものとする。

2 機構は、前項の規定による議決権を行使しようとするときは、当該更生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の関係人集会の期日の2週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告するものとする。

3 機構は、更生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として会社更生法第189条第2項第2号又は第3号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使するものとする。

4 機構は、前項の規定による議決権を行使しようとするときは、会社更生法第189条第2項第2号に規定する期間の末日の2週間前までに、同意しようとする更生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告するものとする。

(通知及び公告の方法)

第122条 機構は、第120条及び前条第2項又は第4項の規定による通知は、書類を通常の手続きによる郵便に付し、又は民間事業者による信書の送達に関する法律第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務を利用して送付する方法によりするものとする。

2 機構は、第113条第1項及び前条第2項又は第4項の規定による公告を行う場合には、官報に掲載して行うものとする。

(弁済金の受領、支払等)

第123条 機構は、機構代理債権について当該機構代理債権に係る機構代理預金者のために更生手続における弁済金を受領することができる。

2 機構は、前項の規定により弁済金を受領したときは、機構の定めた支払の方法その他機構が必要と認める事項に従い、当該機構代理預金者に対して当該機構代理債権に係る弁済金を支払うことができる。

3 機構は、前項の規定により弁済金を支払う場合には、機構の定めた支払の方法その他機構が必要と認める事項を公告するものとする。

4 機構は、前項の規定による公告を行う場合には、官報への掲載その他適当と認められる方法により公告するものとする。

5 機構は、機構代理預金者から当該機構代理預金者に係る弁済金の支払に係

る初回の請求を受けるときその他機構が必要と認めるときは、第1号に掲げる弁済金支払請求書を提出させ、第2号及び第3号に掲げる書類等を提出又は提示させるものとする。ただし、機構代理預金者が提出又は提示できない書類等があることにつき、やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

一 弁済金支払請求書

二 機構代理預金者につき、第23条第1項第3号イからニまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める書類

三 その他機構が必要と認める書類その他のもの

6 第23条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する請求について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「貯金者等」とあるのは「機構代理預金者」と、「同項第3号イ」とあるのは「第23条第1項第3号イ」と、同条第4項中「から第3項まで」とあるのは「並びに第123条第6項において準用する第23条第2項及び第3項」と、「第1項中」とあるのは「第123条第5項中」と、「保険金支払請求書」とあるのは「弁済金支払請求書」と、「同項第3号イ」とあるのは「第23条第1項第3号イ」と、「同項第3号ロ」とあるのは「第23条第1項第3号ロ」と、「同条第2項」とあるのは「第123条第6項において準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。

7 第5項第1号に掲げる弁済金支払請求書の様式については、機構がこれを定めるものとする。

(決済債務の弁済等の許可に関する意見)

第124条 機構は、裁判所が更生特例法第402条第1項の許可と同時に定めることとなる弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済又は払戻し（以下この条、第140条及び154条の2において「弁済等」という。）の限度額及び弁済等をする期間について、裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第3節 再生手続における預金者表の提出その他の業務

(届出期間に関する意見)

第125条 機構は、民事再生法第34条第1項の再生債権の届出をすべき期間について、金融機関に係る再生事件が係属する裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(再生債務者等との協議)

第126条 機構は、この節に規定された業務を行うに当たっては、必要に応じ再生手続における再生債務者等（民事再生法第2条第2号に規定する再生

債務者等をいう。以下この節において同じ。）、監督委員又は保全管理人等と協議するものとする。

(債権者委員会)

第127条 機構は、第128条第1項の規定による預金者表の提出をする前において、民事再生法第117条第1項に規定する再生債権者をもつて構成する委員会を構成することができる。

2 機構は、民事再生法第117条第2項に規定する債権者委員会を構成する者である場合には、預金者等のために、公平かつ誠実に債権者委員としての行為をするものとする。

3 機構は、前項の場合には、預金者等に対し、善良な管理者の注意をもって債権者委員としての行為をするものとする。

4 機構は、民事再生法第117条第4項の規定により費用の償還を申し立てることができる。

(預金者表の作成)

第128条 機構は、更生特例法第459条第2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている再生債権である預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）について、次に掲げる事項を記載した預金者表を作成するものとする。

一 預金等債権の内容（約定劣後再生債権（民事再生法第35条第4項に規定する約定劣後再生債権をいう。）であるかどうかの別を含む。）及び原因

二 議決権（民事再生法第87条第1項に規定する議決権をいう。）の額

三 預金者等が預金等債権につき民事再生法第53条第1項に規定する別除権を有するときは、同法第94条第2項に規定する債権の額

四 預金者等の氏名又は名称及び住所

五 預金等債権が民事再生法第84条第2項各号に掲げる請求権を含むときは、その旨

六 預金等債権が執行力ある債務名義又は終局判決のある債権であるときは、その旨

(預金者表の縦覧)

第129条 機構は、前条に規定する預金者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、債権届出期間（民事再生法第94条第1項に規定する債権届出期間をいう。以下この節において同じ。）の末日の前日までの間、預金者表を預金者等の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による預金者表の縦覧の開始の日は、債権届出期間の末日の前日の2週間以上前の日とする。

(縦覧開始後の預金者表の記載の追加及び利益変更)

第130条 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）があることを知つたときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る第128条各号に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

2 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されている預金等債権について当該預金等債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを知つたときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る事項の記載の変更を行うものとする。

(縦覧開始後の預金者表の記載の削除及び不利益変更)

第131条 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。

2 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等に係る預金等債権を、法第60条第1項若しくは第3項の規定により取得し、又は法第70条の規定により買い取つた場合においては、当該預金者等の承諾を得ないで、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。

(預金者表の提出)

第132条 機構は、債権届出期間の末日に、第128条、第130条及び前条の規定により作成した預金者表を裁判所に提出するものとする。

2 機構は、預金者表を裁判所に提出した後、再生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでは、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるもの及び既に預金者等が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知つたときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る第128条各号に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

(預金者表提出時における裁判所への届出事項)

第133条 機構は、前条第1項の規定による預金者表の提出又は同条第2項の規定による記載の追加をする場合においては、次に掲げる事項を裁判所に届け出るものとする。

- 一 再生手続において書面を送付する方法によつてする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）
- 二 預金者表に記載されている預金等債権に関し再生手続開始当時訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称及び事

件の表示

(預金者代理)

第134条 機構は、更生特例法第464条の規定により届出又は届出の追完があつたものとみなされる預金等債権に係る債権者（更生特例法第465条第2項に規定する参加の届出をした預金者等を除く。以下この節において「機構代理預金者」という。）のために、当該機構代理預金者に係る預金等債権（以下この節において「機構代理債権」という。）をもつて、再生手続に属する一切の行為（再生債権の調査において、機構が異議を述べた機構代理債権に係る再生債権の確定に関する裁判手続に関する行為を除く。）をするものとする。

2 機構は、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の不利益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る民事再生法第105条第1項本文の査定の申立てを取り下げ、若しくは機構代理債権に係る再生債権の確定に関する訴訟において民事訴訟法第32条第2項第1号若しくは第2号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理預金者の授權を得るものとする。

3 機構は、機構代理預金者のために、公平かつ誠実に前2項の行為をするものとする。

4 機構は、機構代理預金者に対し、善良な管理者の注意をもつて第1項及び第2項の行為をするものとする。

5 機構は、預金者表を裁判所に提出した後、再生計画案を決議に付する旨の決定がされるまでは、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の利益となる変更を加えるべきことを知つたときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えるものとする。

(特別調査期間の費用)

第135条 機構は、機構代理債権に係る民事再生法第103条第1項に規定する特別調査期間（次項において「特別調査期間」という。）に関する費用を同条第2項の規定にかかわらず、負担するものとする。

2 機構は、民事再生法第133条の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別調査期間が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理預金者に当該費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

(異議の通知)

第136条 機構は、再生債権の調査において、機構代理債権の内容について

再生債務者等が認めず、又は届出再生債権者（民事再生法第102条第1項に規定する届出再生債権者をいう。）が異議を述べた場合（機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知するものとする。

（議決権の行使のための通知及び公告）

第137条 機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第169条第2項第1号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使するものとする。

2 機構は、前項の規定による議決権を行使しようとするときは、当該再生計画案又は変更計画案が決議に付される最初の債権者集会の期日の2週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告するものとする。

3 機構は、再生計画案又は変更計画案についての議決権行使の方法として民事再生法第169条第2項第2号又は第3号に掲げる方法が定められた場合において、機構代理預金者のために議決権を行使するものとする。

4 機構は、前項の規定による議決権を行使しようとするときは、民事再生法第169条第2項第2号に規定する期間の末日の2週間前までに、同意しようとする再生計画案又は変更計画案の内容又はその要旨を機構代理預金者（議決権を行使することができない者を除く。）に通知するとともに、公告するものとする。

5 機構は、機構代理預金者のために民事再生法第211条第1項又は同法第217条第1項の再生計画案についての同意並びに再生債権の調査及び確定の経手を経ないことについての同意をしようとするときは、その2週間前までに、当該再生計画案の内容を機構代理預金者に通知するとともに、公告するものとする。

（通知及び公告の方法）

第138条 機構は、第136条並びに前条第2項、第4項及び第5項の規定による通知は、第122条第1項に規定する方法によりするものとする。

2 機構は、第129条第1項並びに前条第2項、第4項及び第5項の規定による公告を行う場合には、官報に掲載して行うものとする。

（弁済金の受領、支払等）

第139条 機構は、機構代理債権について当該機構代理債権に係る当該機構代理預金者のために再生手続における弁済金を受領することができる。

2 機構は、前項の規定により弁済金を受領したときは、機構の定めた支払の方法その他機構が必要と認める事項に従い、当該機構代理預金者に対して当

該機構代理債権に係る弁済金を支払うことができる。

- 3 機構は、前項の規定により弁済金を支払う場合には、機構の定めた支払の方法その他機構が必要と認める事項を公告するものとする。
- 4 機構は、前項の規定による公告を行う場合には、官報への掲載その他適当と認められる方法により公告するものとする。
- 5 機構は、機構代理預金者から当該機構代理預金者に係る弁済金の支払に係る初回の請求を受けるときその他機構が必要と認めるときは、第1号に掲げる弁済金支払請求書を提出させ、第2号及び第3号に掲げる書類等を提出又は提示させるものとする。ただし、機構代理預金者が提出又は提示できない書類等があることにつき、やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

一 弁済金支払請求書

二 機構代理預金者につき、第23条第1項第3号イからニまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める書類

三 その他機構が必要と認める書類その他のもの

- 6 第23条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する請求について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「貯金者等」とあるのは「機構代理預金者」と、「同項第3号イ」とあるのは「第23条第1項第3号イ」と、同条第4項中「から第3項まで」とあるのは「並びに第139条第6項において準用する第23条第2項及び第3項」と、「第1項中」とあるのは「第139条第5項中」と、「保険金支払請求書」とあるのは「弁済金支払請求書」と、「同項第3号イ」とあるのは「第23条第1項第3号イ」と、「同項第3号ロ」とあるのは「第23条第1項第3号ロ」と、「同条第2項」とあるのは「第139条第6項において準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。
- 7 第5項第1号に掲げる弁済金支払請求書の様式については、機構がこれを定めるものとする。

(決済債務の弁済等の許可に関する意見)

第140条 機構は、裁判所が更生特例法第473条第1項の許可と同時に定めることとなる弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間について、裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第4節 破産手続における預金者表の提出その他の業務

(届出期間に関する意見)

第141条 機構は、破産法第31条第1項第1号の破産債権の届出をすべき

期間について、金融機関に係る破産事件が係属する裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

(破産管財人等との協議)

第142条 機構は、この節に規定された業務を行うに当たっては、必要に応じ破産管財人等と協議するものとする。

(少額配当受領申出に関する通知)

第142条の2 機構は、更生特例法第499条第2項の規定による裁判所からの破産法第32条第1項及び第2項の規定により公告すべき事項の通知を受けたときは、破産債権者である預金者等に対し、遅滞なく、自己に対する配当額の合計額が1,000円に満たない場合においても配当金を受領する意思(第145条第3項において「少額配当受領の意思」という。)があるときは債権届出期間(破産法第111条第1項に規定する債権届出期間をいう。以下この節において同じ。)の末日の前日までに機構に申し出るべき旨を通知するものとする。

(債権者委員会)

第142条の3 機構は、第147条第1項の規定による預金者表の提出をする前において、破産法第144条第1項に規定する破産債権者をもつて構成する委員会を構成することができる。

2 機構は、破産法第144条第2項に規定する債権者委員会を構成する者である場合には、預金者等のために、公平かつ誠実に債権者委員としての行為をするものとする。

3 機構は、前項の場合には、預金者等に対し、善良な管理者の注意をもつて債権者委員としての行為をするものとする。

4 機構は、破産法第144条第4項の規定により費用の償還を申し立てることができる。

(預金者表の作成)

第143条 機構は、更生特例法第499条第2項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、知れている破産債権である預金等債権(機構が債権者であるものを除く。)について、次に掲げる事項を記載した預金者表を作成するものとする。

一 預金等債権の額及び原因

二 預金等債権が優先的破産債権(破産法第98条第1項に規定する優先的破産債権をいう。)であるときは、その旨

三 預金等債権が劣後的破産債権(破産法第99条第1項に規定する劣後的破産債権をいう。)又は約定劣後破産債権(同条第2項に規定する約定劣後破産債権をいう。)であるときは、その旨

四 預金者等に対する配当額の合計額が1,000円に満たない場合においても配当金を受領する意思があるときは、その旨

五 預金者等が預金等債権につき破産法第2条第9項に規定する別除権を有するときは、当該別除権の行使によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額

六 預金者等が預金等債権につき破産法第108条第2項に規定する特別の先取特権、質権若しくは抵当権又は破産債権を有するときは、当該特別の先取特権、質権若しくは抵当権の行使又は当該破産債権について配当によつて弁済を受けることができないと見込まれる債権の額

七 預金者等の氏名又は名称及び住所

八 預金等債権が執行力ある債務名義又は終局判決のある破産債権であるときは、その旨

(預金者表の縦覧)

第144条 機構は、前条に規定する預金者表を作成したときは、直ちに、その旨及び縦覧の場所を公告するとともに、債権届出期間の末日の前日までの間、預金者表を預金者等の縦覧に供するものとする。

2 前項の規定による預金者表の縦覧の開始の日は、債権届出期間の末日の前日の2週間以上前の日とする。

(縦覧開始後の預金者表の記載の追加及び利益変更)

第145条 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるものを除く。）があることを知つたときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る第143条各号に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

2 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されている預金等債権について当該預金等債権に係る債権者の利益となる記載の変更を行うべきことを知つたときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る事項の記載の変更を行うものとする。

3 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後、当該預金者表に記載されている預金等債権に係る債権者から、少額配当受領の意思がある旨の申出（第147条第3項において「少額配当受領申出」という。）があつたときは、当該預金者表に、その旨の記載の追加をするものとする。

(縦覧開始後の預金者表の記載の削除及び不利益変更)

第146条 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等の承諾を得て、当該預金者等に係る預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。

- 2 機構は、預金者表を縦覧に供することを開始した後でも、当該預金者表に記載されている預金者等に係る預金等債権を、法第60条第1項若しくは第3項の規定により取得し、又は法第70条の規定により買い取った場合においては、当該預金者等の承諾を得ないで、当該預金等債権について、その記載を削除し、又は当該預金者等の不利益となる記載の変更を行うことができる。

(預金者表の提出)

第147条 機構は、債権届出期間の末日に、第143条、第145条及び前条の規定により作成した預金者表を裁判所に提出するものとする。

- 2 機構は、預金者表を裁判所に提出した後、当該預金者表に記載されていない預金等債権（機構が債権者であるもの及び既に預金者等が裁判所に届け出ているものを除く。）があることを知ったときは、遅滞なく、当該預金者表に、当該預金等債権に係る第143条各号に掲げる事項の記載の追加をするものとする。

- 3 機構は、預金者表を裁判所に提出した後、当該預金者表に記載されている預金等債権に係る債権者から、少額配当受領申出があつたときは、当該預金者表に、その旨の記載の追加をするものとする。

(預金者表提出時における裁判所への届出事項)

第148条 機構は、前条第1項の規定による預金者表の提出又は同条第2項の規定による記載の追加をする場合においては、次に掲げる事項を裁判所に届け出るものとする。

- 一 破産手続及び免責手続において書面を送付する方法によつてする通知又は期日の呼出しを受けるべき場所（日本国内に限る。）
- 二 預金者表に記載されている預金等債権に関し破産手続開始当時訴訟が係属するときは、その訴訟が係属する裁判所、当事者の氏名又は名称及び事件の表示

(預金者代理)

第149条 機構は、更生特例法第505条の規定により届出があつたものとみなされる預金等債権に係る債権者（更生特例法第506条第2項に規定する参加の届出をした預金者等を除く。以下この節において「機構代理預金者」という。）のために、当該機構代理預金者に係る預金等債権（以下この節において「機構代理債権」という。）をもつて、破産手続に属する一切の行為（破産債権の調査において、機構が異議を述べた機構代理債権に係る破産債権の確定に関する裁判手続に関する行為を除く。）をするものとする。

- 2 機構は、機構代理債権に係る届出を取り下げ、若しくは機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の不利

益となる変更を加えようとするとき、又は機構代理債権に係る破産債権査定申立て（破産法第125条第1項に規定する破産債権査定申立てをいう。）を取り下げ、若しくは機構代理債権に係る破産債権の確定に関する訴訟において民事訴訟法第32条第2項第1号若しくは第2号に掲げる訴訟行為をしようとするときは、当該機構代理債権に係る機構代理預金者の授権を得るものとする。

- 3 機構は、機構代理預金者のために、公平かつ誠実に前2項の行為をするものとする。
- 4 機構は、機構代理預金者に対し、善良な管理者の注意をもって第1項及び第2項の行為をするものとする。
- 5 機構は、機構代理債権に関する届出に係る事項について当該機構代理債権に係る機構代理預金者の利益となる変更を加えるべきことを知ったときは、遅滞なく、当該届出に係る事項について変更を加えるものとする。

（特別調査期間又は特別調査期日の費用）

第150条 機構は、機構代理債権に係る破産法第119条第1項に規定する特別調査期間（次項において「特別調査期間」という。）又は同法第122条第1項に規定する特別調査期日（次項において「特別調査期日」という。）に関する費用を同法第119条第3項（同法第122条第2項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず負担するものとする。

- 2 機構は、破産法第169条の規定により原状に復した預金等債権について調査するため特別調査期間又は特別調査期日が定められた場合その他の相当の事由がある場合には、機構代理預金者に特別調査期間又は特別調査期日の費用の全部又は一部の償還を求めることができる。

（異議の通知）

第151条 機構は、破産債権の調査において、機構代理債権の額等（破産法第125条第1項に規定する額等をいう。）について破産管財人が認めず、又は届出をした破産債権者（同法第31条第5項に規定する届出をした破産債権者をいう。）が異議を述べた場合（機構が当該機構代理債権について異議を述べた場合を除く。）には、遅滞なく、その旨を当該機構代理債権に係る機構代理預金者に通知するものとする。

（通知及び公告の方法）

第152条 機構は、第142条の2及び前条の規定による通知は、第122条第1項に規定する方法によりするものとする。

- 2 機構は、第144条第1項の規定による公告を行う場合には、官報に掲載して行うものとする。

（配当金の受領、支払等）

第153条 機構は、機構代理債権について当該機構代理債権に係る機構代理預金者のために破産手続における配当金を受領することができる。

2 機構は、前項の規定により配当金を受領したときは、機構の定めた支払の方法その他機構が必要と認める事項に従い、当該機構代理預金者に対して当該機構代理債権に係る配当金を支払うことができる。

3 機構は、前項の規定により配当金を支払う場合には、機構の定めた支払の方法その他機構が必要と認める事項を公告するものとする。

4 機構は、前項の規定による公告を行う場合には、官報への掲載その他適当と認められる方法により公告するものとする。

5 機構は、機構代理預金者から当該機構代理預金者に係る配当金の支払に係る初回の請求を受けるときその他機構が必要と認めるときは、第1号に掲げる配当金支払請求書を提出させ、第2号及び第3号に掲げる書類等を提出又は提示させるものとする。ただし、機構代理預金者が提出又は提示できない書類等があることにつき、やむを得ない事情があると機構が認めるときは、この限りでない。

一 配当金支払請求書

二 機構代理預金者につき、第23条第1項第3号イからニまでに掲げる者の区分に応じそれぞれ同号イからニまでに定める書類

三 その他機構が必要と認める書類その他のもの

6 第23条第2項から第4項までの規定は、前項に規定する請求について準用する。この場合において、同条第2項及び第3項中「預金者等」とあるのは「機構代理預金者」と、「同項第3号イ」とあるのは「第23条第1項第3号イ」と、同条第4項中「から第3項まで」とあるのは「並びに第153条第6項において準用する第23条第2項及び第3項」と、「第1項中」とあるのは「第153条第5項中」と、「保険金支払請求書」とあるのは「配当金支払請求書」と、「同項第3号イ」とあるのは「第23条第1項第3号イ」と、「同項第3号ロ」とあるのは「第23条第1項第3号ロ」と、「同条第2項」とあるのは「第153条第6項において準用する第23条第2項」と読み替えるものとする。

7 第5項第1号に掲げる配当金支払請求書の様式については、機構がこれを定めるものとする。

(決済債務の弁済等の許可に関する意見)

第154条 機構は、裁判所が更生特例法第513条第1項の許可と同時に定めることとなる弁済を行う決済債務の種類又は払戻しを行う預金等の種別、弁済等の限度額及び弁済等をする期間について、裁判所の求めに応じ、意見を述べるものとする。

第13章 業務委託

(業務の委託)

第155条 機構は、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可を受けて、農水産業協同組合その他の金融機関に対し、その業務のうち、次に掲げるものを委託することができる。

- 一 保険料及び負担金の納付の取扱い並びにこれらに付随する業務
- 二 仮払金の支払及びこれに付随する業務
- 三 保険金の額の算定、保険金の支払及びこれに付随する業務
- 四 第24条の規定により取得した債権及び第35条第2項の規定により買い取った債権の保全及び行使に関する業務
- 五 第26条の規定により機構が買い取った資産の処分（債権の回収を含む。）及びこれに付随する業務
- 六 貯金等債権の買取りに関する業務及びこれに付随する業務
- 七 その他機構が委託の必要があると認める業務

2 機構は、前項各号に掲げる業務の委託を行うに当たっては、委託する業務の種類及び内容、委託する期間その他必要と認められる事項を定めて、業務委託契約を結ぶものとする。

3 機構は、機構が業務を委託した農水産業協同組合その他の金融機関に対し、必要に応じて委託手数料（実費を含む。）を支払うことができる。

第14章 雑則

(資料徴求)

第156条 機構は、その業務を行うため必要があるときは、農水産業協同組合に対し、資料の提出を求めるものとする。

2 機構は、その業務を行うため特に必要があると認められるときは、国又は都道府県に資料の交付又は閲覧を要請するものとする。

(立入検査)

第157条 機構は、法第117条第6項の規定により、農林水産大臣若しくは内閣総理大臣又は都道府県知事から同条第1項の規定による立入り、質問又は検査を命じられたときは、機構の職員に、同条第6項各号に掲げる事項を調査するため、農水産業協同組合の事務所その他の施設に立ち入らせ、その業務若しくは財産の状況に関し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させるものとする。

2 機構は、法第117条第6項の規定により、農林水産大臣若しくは内閣総理大臣又は都道府県知事が同条第2項により立入り、質問又は検査を命じられたときは、機構の職員に、同条第6項各号に掲げる事項を調査するため、農水産業協同組合の子会社（当該農水産業協同組合が農業協同組合又は農業協同組合連合会である場合には農業協同組合法第11条の2第2項に、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会である場合には水産業協同組合法第11条の6第2項（同法第92条第1項、第96条第1項及び第100条第1項において準用する場合を含む。）に、農林中央金庫である場合には農林中央金庫法（平成13年法律第93号）第24条第4項に、特定承継会社である場合には銀行法第2条第8項に、それぞれ規定する子会社（子会社とみなされる会社を含む。）をいう。）又は当該農水産業協同組合から業務の委託を受けた者の施設に立ち入らせ、当該農水産業協同組合に対する質問若しくは検査に必要な事項に関し質問させ、又は帳簿、書類その他の物件を検査させるものとする。

3 前2項の場合において、機構の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示するものとする。

（権限の委任）

第158条 内閣総理大臣が、法による権限を金融庁長官に委任した場合には、当該委任された権限に係るこの業務方法書の規定（第67条第1項前段を除く。）中「内閣総理大臣」とあるのは、「金融庁長官」とする。

（細則）

第159条 機構は、この業務方法書に定めるもののほか、その業務の運営について必要があるときは、細則を定める。

附 則

（施行期日）

第1条 この業務方法書は、機構の成立した日から実施する。

（経過措置）

第2条 機構は、第5条第1項の規定にかかわらず、農水産業協同組合から、機構成立後1月以内に、機構の成立の日の属する年において受け入れるべき保険料を受け入れるものとする。この場合において、機構は、施行規則第19条に定める保険料計算書のほか、機構が保険料算定上必要と認める書類を提出させるものとする。

2 前項の保険料の額については、第7条第1項の規定にかかわらず、機構の成立の日の属する年の3月31日における貯金等（第7条第2項に定める貯金等を除く。）の額の合計額に、保険料率を乗じて計算した金額を12で除

し、これに機構の成立の日の属する月以後同日の属する年の12月までの月数を乗じて得た金額とする。

(保険金の額の特例等)

第2条の2 平成13年4月1日から平成15年3月31日までに発生した保険事故(附則第7条第2項に規定する特別資金援助を行う旨の決定又は附則第8条第2項に規定する貯金等債権の特別買取りをする旨の決定があつた場合における当該決定に係る保険事故を除く。)に限り、保険金の額は、第18条第1項から第6項までの規定にかかわらず、当該保険事故が発生した農水産業協同組合の各貯金者等につき、次の各号に掲げる貯金等の区分ごとに、その発生した日において現にその者が当該農水産業協同組合に対して有する貯金等(第7条第2項各号及び第18条第2項各号に掲げる貯金等を除く。以下この条において同じ。)に係る債権(その者が第17条第1項の請求をした時において現に有するもの(仮払金の支払又は第74条の貸付けに係る貯金等の払戻しにより現に有しないこととなつたものを含む。)に限る。以下この条において同じ。)のうち当該各号に定める合算額に相当する金額とする。

- 一 貯金等のうち、当座貯金、普通貯金及び別段貯金(以下この条において「特定貯金」という。)当該特定貯金に係る債権のうち元本の額及び利息等の額(第18条第4項第1号に規定する金額に相当する額とする。)の合算額(その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)
- 二 特定貯金以外の貯金等(以下この条において「その他貯金等」という。)当該その他貯金等に係る債権のうち元本の額及び利息等の額(第18条第4項第2号から第7号に規定する金額に相当する額とする。次項において同じ。)の合算額(その合算額が同一人について二以上ある場合には、その合計額)
- 2 前項第2号に規定する元本の額(その額が同一人について二以上あるときは、その合計額)が1,000万円を超えるときは、1,000万円及び1,000万円に対応する元本に係る利息等の額を合算した額を保険金の額とする。この場合において、元本の額が同一人について二以上あるときは、1,000万円に対応する元本は、その他貯金等につき、第18条第5項各号に定めるところにより1,000万円に達するまで当該各号に規定する元本の額を合計した場合の当該元本とする。
- 3 保険事故に係る貯金者等が当該保険事故について仮払金の支払を受けている場合又は第74条第1項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けている場合におけるその者の保険金の額は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる貯金等の区分ごとに、前2項の規定による金額につき、当該各号に定め

るところにより当該仮払金の支払及び同条第1項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けた額を控除した金額に相当する金額とする。

一 特定貯金 第1項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの貯金に係る債権の額につきそれぞれ対応する仮払金の支払及び第74条第1項の貸付けに係る貯金の払戻しを受けた額を控除するものとする。

二 その他貯金等 前2項の規定により計算した保険金の額に対応するそれぞれの貯金等に係る債権の額につきそれぞれ対応する第74条第1項の貸付けに係る貯金等の払戻しを受けた額を控除するものとする。

4 次の各号に掲げる場合における当該各号に定める規定の適用については、当該規定中「第18条第1項から第6項まで」とあるのは「附則第2条の2第1項から第3項まで」とする。

一 第1項の保険事故に係る第17条第1項に規定する保険金の支払の請求があつた場合 第24条第1項

二 機構が第1項の保険事故に係る経営困難農水産業協同組合（第74条第1項に規定する農水産業協同組合に限る。）から貯金等の払戻しのために必要とする資金の貸付けの申込みを受けた場合 第24条第1項
(保険料納付の際の提出書類の特例)

第2条の3 機構が平成15年及び平成16年において保険料を受け入れる場合における第5条第1項の規定の適用については、同項中「第19条」とあるのは「附則第2条」とする。

(保険料の額の特例等)

第2条の4 機構が平成13年6月30日までに受け入れる保険料の額は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、各農水産業協同組合につき、同年3月31日における貯金等（同項各号に掲げる貯金等を除く。）のうち当座貯金、普通貯金及び別段貯金（以下この条において「特定貯金」という。）の額の合計額並びに特定貯金以外の貯金等（以下この条において「その他貯金等」という。）の額の合計額に、機構が委員会の議決を経て、特定貯金及びその他貯金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額とする。

2 第7条第3項及び第4項、第9条並びに第10条の規定は前項に規定する保険料について、第8条の規定は特定貯金及びその他貯金等の別に定める率について、それぞれ準用する。この場合において、第7条第3項中「第5条第1項」とあるのは「附則第2条の3の規定により読み替えて適用される第5条第1項」と、同条第4項中「第1項又は第10条第1項」とあるのは「附則第2条の4第2項において準用する第7条第1項又は第10条第1項」と、第9条第3項中「第1項」とあるのは「附則第2条の4第2項において

準用する第9条第1項」と、「次条第1項」とあるのは「附則第2条の4第2項において準用する第10条第1項」と、同条第4項中「第3項」とあるのは「附則第2条の4第2項において準用する第9条第3項」と、第10条第1項中「前条第1項」とあるのは「附則第2条の4第2項において準用する第9条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第2条の4第2項において準用する第10条第1項」と読み替えるものとする。

- 3 機構が平成14年6月30日までに受け入れる保険料の額は、第7条第1項及び第2項の規定にかかわらず、各農水産業協同組合につき、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の各日（日曜日及び施行令第5条に規定する日を除く。）における特定貯金の額の合計額を平均した額及びその他貯金等の額の合計額を平均した額に、機構が委員会の議決を経て、特定貯金及びその他貯金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を合計した額とする。
- 4 第7条第3項及び第4項、第9条並びに第10条の規定は前項に規定する保険料について、第8条の規定は特定貯金及びその他貯金等の別に定める率について、それぞれ準用する。この場合において、第7条第3項中「第5条第1項」とあるのは「附則第2条の3の規定により読み替えて適用される第5条第1項」と、同条第4項中「第1項又は第10条第1項」とあるのは「附則第2条の4第4項において準用する第7条第1項又は第10条第1項」と、第9条第3項中「第1項」とあるのは「附則第2条の4第4項において準用する第9条第1項」と、「次条第1項」とあるのは「附則第2条の4第4項において準用する第10条第1項」と、同条第4項中「第3項」とあるのは「附則第2条の4第4項において準用する第9条第3項」と、第10条第1項中「前条第1項」とあるのは「附則第2条の4第4項において準用する第9条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第2条の4第4項において準用する第10条第1項」と読み替えるものとする。

（決済用貯金に関する特例）

- 第2条の5** 特定貯金（附則第2条の2第1項第1号に規定する特定貯金をいう。）であつて決済用貯金に該当しないものについては、平成15年4月1日から平成17年3月31日までの間、決済用貯金とみなす。この場合における第18条の2第1項の規定の適用については、同項中「元本の額（その額）」とあるのは、「元本の額及び利息等の額の合計額（その合計額）」とする。
- 2 第18条の2第1項に規定する保険事故が発生した日において現に貯金者等が有する前項の規定により決済用貯金とみなされた特定貯金に係る債権のうち第18条第3項第1号に掲げるものの額は、当該貯金契約に基づき計算される利息のうち、直前の利払いの日（利払いがされていない場合にあつて

は預入の日) から保険事故が発生した日までの期間に対応する金額に相当する額とする。

(合併等農水産業協同組合に係る保険金の額の特例)

第2条の6 金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号。以下「組織再編成促進特別措置法」という。)第37条の規定により、保険事故が発生した日前1年以内に合併により設立され、若しくは他の農水産業協同組合と合併し、又は他の農水産業協同組合から事業の全部を譲り受けた農水産業協同組合(組織再編成促進特別措置法第2条第1項第9号から第12号までに掲げる金融機関等をいう。以下この条において同じ。)に係る保険金の額についての第18条第5項の規定の適用については、同項中「1,000万円」とあるのは、「保険事故の直近に行われたものが合併である場合にあつては、当該直近の合併を行つた農水産業協同組合の数に1,000万円を乗じた金額、また、保険事故の直近に行われたものが事業の全部の譲受けである場合にあつては、当該直近の事業の全部の譲渡を行つた農水産業協同組合の数に1を加えた数に1,000万円を乗じた金額」とする。

(特別保険料)

第3条 機構は、平成8年から平成13年までの間、農水産業協同組合から毎年、その年の6月30日までに第5条に規定する保険料のほか、特別保険料を受け入れるものとする。

2 第5条から第7条まで、第9条及び第10条の規定は、特別保険料について準用する。この場合において、第5条第1項中「第19条で定める保険料計算書」とあるのは「附則第8条に規定する特別保険料計算書」と、第6条第4項中「前3項」とあるのは「附則第3条第2項において準用する第6条第1項から第3項まで」と、第7条第1項中「機構が運営委員会(以下「委員会」という。)の議決を経て定める率(以下「保険料率」という。)」とあるのは「法附則第10条第3項に規定する特別保険料率」と、「各日(日曜日及び農水産業協同組合貯金保険法施行令(昭和48年政令第201号)第5条に規定する日を除く。)」とあるのは「末日」と、「合計額を平均した額」とあるのは「合計額」と、同条第3項中「保険料計算書」とあるのは「特別保険料計算書」と、同条第4項中「第1項又は第10条第1項」とあるのは「附則第3条第2項において準用する第7条第1項又は第10条第1項」と、第9条第3項中「第1項」とあるのは「附則第3条第2項において準用する第9条第1項」と、「次条第1項」とあるのは「附則第3条第2項において準用する第10条第1項」と、同条第4項中「第3項」とあるのは「附則第3条第2項において準用する第9条第3項」と、第10条第1項中

「前条第1項」とあるのは「附則第3条第2項において準用する第9条第1項」と、同条第3項中「第1項」とあるのは「附則第3条第2項において準用する第10条第1項」と読み替えるものとする。

- 3 特別保険料率は、0.012パーセントとする。
- 4 第1項に規定する場合における第108条第1項第1号の適用については、同項第1号中「及び負担金」とあるのは「、負担金及び特別保険料」とする。

(特定合併に係る経営困難農水産業協同組合又は特定合併に係る新設農水産業協同組合に対する資金援助)

第4条 機構は、法附則第6条の5第1項の規定による資金援助の申込みを受けたときは、委員会の議決を経て、資金援助（金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入れ又は資産の買取りに限る。）を行うものとする。

- 2 機構は、前項に規定する資金援助を行うときは、法附則第6条の5第1項に定める特定合併に係る経営困難農水産業協同組合（以下「特定合併に係る経営困難農水産業協同組合」という。）又は当該特定合併により設立される農水産業協同組合（以下「特定合併に係る新設農水産業協同組合」という。）に対して行うものとする。

- 3 第26条第2項、第4項及び第5項並びに第29条から第31条までの規定は、特定合併に係る経営困難農水産業協同組合又は特定合併に係る新設農水産業協同組合について準用する。

- 4 機構が第1項の規定により特定合併に係る経営困難農水産業協同組合に対し資産の買取りを履行する時期は、特定合併を行う日以前の日とする。

- 5 機構が第1項の規定により特定合併に係る新設農水産業協同組合に対し資金援助（資産の買取りを除く。）を履行する時期は、特定合併を行う日以降の日とする。

(特定合併に係る農水産業協同組合連合会等に対する資金援助)

第5条 機構は、農水産業協同組合連合会等から法附則第6条の5第1項に規定する特定合併に係る資金援助の申込みを受けたときは、委員会の議決を経て、当該農水産業協同組合連合会等（以下「特定合併に係る農水産業協同組合連合会等」という。）に対し、資金援助（金銭の贈与、資金の貸付け又は預入れ及び債務の保証に限る。）を行うものとする。

- 2 第26条第2項及び第9項並びに第29条から第31条までの規定は、特定合併に係る農水産業協同組合連合会等に対して行う資金の貸付け又は預入れについて準用する。

(読替規定)

第6条 前2条に規定する資金援助が行われる場合には、次に定めるところに

よる。

一 第6条の規定の適用については、同条第6項中「適格性の認定等(法第66条第1項に規定する適格性の認定等をいう。以下同じ。)」とあるのは「法第66条第1項に規定する適格性の認定等(以下「適格性の認定等」という。)又は法附則第6条の7第1項に規定する承認」と、「当該適格性の認定等」とあるのは「当該適格性の認定等又は当該承認」と、同条第7項中「当該適格性の認定等」とあるのは「当該適格性の認定等又は当該承認」とする。

二 第13条第1項第3号若しくは第4号又は第20条第1項第3号若しくは第4号の規定の適用については、これらの規定中「第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を一部の当事者」とあるのは「第一種保険事故の発生した農水産業協同組合を全部若しくは一部の当事者」と、「合併、」とあるのは「合併、当該農水産業協同組合を一部の当事者とする」と、「付保貯金移転」とあるのは「当該農水産業協同組合を一部の当事者とする付保貯金移転」と、「法第67条第1項」とあるのは「法第67条第1項(法附則第6条の9において準用する場合を含む。)」とする。

(権限の委任)

第7条 内閣総理大臣が、再編強化法による権限を金融庁長官に委任した場合には、当該委任された権限に係るこの業務方法書の規定中「内閣総理大臣」とあるのは、「金融庁長官」とする。

(資金援助の特例)

第8条 機構は、平成14年3月31日までを限り、第26条第1項、第28条第1項又は附則第4条第1項若しくは附則第5条第1項の規定により申込みを受けた場合において、当該申込みに係る資金援助に要すると見込まれる費用が、当該資金援助に係る経営困難農水産業協同組合の保険事故につき保険金の支払(第18条第1項から第6項まで並びに第18条の2第1項及び第2項の規定を適用して計算した保険金の額に基づいてするものをいう。)を行うときに要すると見込まれる費用を超えると認めるときは、当該申込みに係る第30条第1項(附則第4条第3項及び附則第5条第2項において準用する場合を含む。)の規定による決定に先立つて、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣にその旨を報告するものとする。

2 機構は、前項の報告に係る法附則第7条第2項に規定する農林水産大臣、財務大臣又は内閣総理大臣からの通知を受けたときは、同条第5項に規定する委員会の決議を経て、特別資金援助(同項に規定する特別資金援助をいう。)を行うことを決定するものとする。

3 前項の場合において、機構は、委員会の議決を経て、当該特別資金援助の

額その他当該資金援助を行うに当たり必要と認められる事項の決定をするものとし、当該決定をしたときは、直ちに、当該決定に係る事項を農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣に報告するものとする。

- 4 第2項の規定により特別資金援助を行うことを決定した場合には、第29条第3項の適用については、同項中「次条第1項」とあるのは「附則第7条第3項」と、第31条の適用については、同条中「前条第1項」とあるのは「附則第7条第2項」とする。

(貯金等債権の買取りの特例)

第9条 機構は、平成14年3月31日までを限り、第35条第1項の規定により貯金等債権の買取りを行うことを決定しようとするときは、あらかじめその旨を農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣に報告するものとする。

- 2 機構は、前項の報告に係る法附則第8条第2項の規定により農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣が定めた特別払戻率について通知を受けたときは、委員会の議決を経て、概算払戻率を当該特別払戻率とする貯金等債権の買取り（以下「貯金等債権の特別買取り」という。）に係る第35条第1項の規定による決定をすることができる。

- 3 前項の規定により貯金等債権の特別買取りを行うことを決定した場合においては、第36条の規定は適用しないものとし、第37条第1項の適用については、同項中「前条第1項の認可を受けたときは」とあるのは「附則第8条第2項の規定による貯金等債権の特別買取りを行うときは」と、「当該認可」とあるのは「当該買取り」とする。

附 則（昭和49年6月17日）

この業務方法書の変更は、昭和49年6月1日から実施する。

附 則（昭和54年6月19日）

この業務方法書の変更は、認可の日から実施し、昭和54年4月9日から適用する。

附 則（昭和60年6月11日）

この業務方法書の変更は、認可の日から実施し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年8月29日）

この業務方法書の変更は、認可の日から実施し、昭和61年9月1日から適用する。

附 則（昭和62年3月30日）

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可の日から実施し、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（平成8年6月26日）

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、平成8年6月26日から実施する。

（経過措置）

第2条 機構は、改正後の業務方法書（以下「新業務方法書」という。）第5条第1項の規定にかかわらず、特定漁業協同組合連合会から、改正後の農水産業協同組合貯金保険法の施行日（以下「施行日」という。）後1月以内に、平成8年度において受け入れるべき保険料を受け入れるものとする。この場合において、機構は、同条第1項に規定する保険料計算書のほか、機構が保険料算定上必要と認める書類を提出させるものとする。

2 前項の規定は、平成8年において受け入れるべき特別保険料（附則第3条第1項に規定する特別保険料をいう。）について準用する。この場合において「特定漁業協同組合連合会」とあるのは「農水産業協同組合」とする。

3 第1項の保険料及び前項の特別保険料の額については、新業務方法書第7条第1項中「当該保険料を納付すべき日の属する年」とあるのは「平成8年」と、「計算した金額」とあるのは「計算した金額に12分の7を乗じて得た金額」とする。

第3条 新業務方法書第18条及び第5章の規定は、施行日以降に発生した保険事故に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

第4条 新業務方法書第7章及び附則第4条の規定は、平成9年4月1日前に発生した保険事故に係る新業務方法書第29条第1項に規定する貯金等債権については、適用しない。

附 則（平成10年3月13日）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成10年3月13日から実施する。

附 則（平成10年7月16日）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成10年7月16日から実施する。

附 則（平成13年4月10日）

（施行期日）

第1条 この業務方法書は、平成13年4月10日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 機構が平成13年6月30日までに受け入れる保険料の額は、附則第2条の4第1項の規定にかかわらず、法第2条第1項第2号、第4号、第6

号及び第7号に掲げる者（同項第4号に掲げる者にあつては、同項第3号に掲げる者から水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第11条第1項第2号の事業を譲り受けたものを除く。以下この条において同じ。）にあつては、同年3月31日における貯金等（第7条第2項各号に掲げる貯金等を除く。）のうち当座貯金、普通貯金及び別段貯金（以下この条において「特定貯金」という。）の額の合計額並びに特定貯金以外の貯金等（以下この条において「その他貯金等」という。）の額の合計額に、機構が委員会の議決を経て、特定貯金及びその他貯金等の別に定める率をそれぞれ乗じて計算した額を12で除し、これにそれぞれ9を乗じて得た額を合計した額とする。

2 機構が平成13年6月30日までに受け入れる特別保険料の額は、附則第3条第2項において準用する第7条の規定にかかわらず、法第2条第1項第2号、第4号、第6号及び第7号に掲げる者にあつては、同年3月31日における貯金等（第7条第2項各号に掲げる貯金等を除く。）に0.012パーセントを乗じて計算した額を12で除し、それに9を乗じて得た額とする。

第3条 この業務方法書による改正後の農水産業協同組合貯金保険機構業務方法書（以下「新業務方法書」という。）第4章及び附則第2条の2の規定は、施行日以後に発生する保険事故（新業務方法書第4条に規定する保険事故をいう。以下同じ。）に係る保険金及び新業務方法書第12条第1項の仮払金（以下この条において「仮払金」という。）について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金及び仮払金については、なお従前の例による。

第4条 新業務方法書第5章の規定は、施行日以後に発生した保険事故に係る貯金等に係る債権について適用し、同日前に発生した保険事故に係る貯金等に係る債権については、なお従前の例による。

第5条 新業務方法書第6章の規定は、施行日以後に新業務方法書第30条第1項の規定による資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助について適用し、施行日前にこの業務方法書による改正前の業務方法書（以下「旧業務方法書」という。）第24条第1項の規定による資金援助を行う旨の決定をする場合における当該決定に係る資金援助については、なお従前の例による。

第6条 新業務方法書第7章及び附則第8条の規定は、施行日以後に発生した保険事故に係る貯金等債権（新業務方法書第35条第1項に規定する貯金等債権をいう。以下この条において同じ。）について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る貯金等債権については、なお従前の例による。

附 則（平成13年9月28日）

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、平成13年10月1日（以下「施行日」と

いう。)から実施する。ただし、第4条第2号の改正規定、第28条の次に1条を加える改正規定並びに第30条第1項及び第2項、第31条、第62条第1項並びに第110条第2項の改正規定は平成14年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 改正後の農水産業協同組合貯金保険機構業務方法書第18条の2の規定は、施行日以後に発生する農水産業協同組合貯金保険機構業務方法書第4条に規定する保険事故(以下この条において「保険事故」という。)に係る保険金について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金については、なお従前の例による。

附 則 (平成15年3月31日)

(施行期日)

第1条 この業務方法書は、平成15年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

第2条 この業務方法書による改正後の農水産業協同組合貯金保険機構業務方法書(以下「新業務方法書」という。)附則第2条の6の規定は、平成15年4月1日以後に新たに設立され、若しくは合併し、又は事業の全部を譲り受けた農水産業協同組合(金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(平成14年法律第190号。)第2条第1項第9号から第12号までに掲げる金融機関等をいう。)について適用する。

第3条 機構が、新業務方法書第5条の規定により平成15年6月30日までに受け入れる次の各号に掲げる保険料の額は、新業務方法書第7条第1項及び第2項並びに第8条の2第1項及び第2項の規定(次条及び附則第5条において「保険料計算規定」という。)にかかわらず、各農水産業協同組合につき、当該各号に定める金額とする。

- 一 一般貯金等(新業務方法書第7条第1項及び第2項に規定する一般貯金等をいい、新業務方法書第34条の2第5項の規定により決済用貯金とみなされるもの及び新業務方法書附則第2条の5の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金に該当するものを除く。次条第1号において同じ。)に係る保険料 平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の各日(日曜日その他施行令で定める日を除く。以下同じ。)におけるその他貯金等(新業務方法書附則第2条の2第1項第2号に規定するその他貯金等をいう。)の額の合計額を平均した額に、保険料率(新業務方法書第7条第1項に規定する保険料率をいう。次条第1号及び附則第5条第1号において同じ。)を乗じて得た金額

二 決済用貯金（新業務方法書第8条の2第1項及び第2項に規定する決済用貯金をいい、新業務方法書第34条の2第5項の規定により決済用貯金とみなされる一般貯金等及び新業務方法書附則第2条の5の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金を含む。次条第2号及び附則第5条第2号において同じ。）に係る保険料（新業務方法書第34条の2第1項の規定により決済用貯金に係る保険料とみなされる特定決済債務に係る保険料を含む。次条第2号及び附則第5条第2号において同じ。）平成14年4月1日から平成15年3月31日までの間の各日における特定貯金（新業務方法書附則第2条の2第1項第1号に規定する特定貯金をいう。）の額の合計額を平均した額に、新業務方法書第8条の2第1項に規定する率を乗じて得た金額

第4条 機構が、特定決済債務（新業務方法書第34条の2第1項に規定する特定決済債務をいう。第2号及び次条において同じ。）について各日においてその額を計算することが困難なものとして農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けた農水産業協同組合から、新業務方法書第5条の規定により平成16年6月30日までに受け入れる次の各号に掲げる保険料の額は、保険料計算規定にかかわらず、各農水産業協同組合につき、当該各号に定める金額とする。

一 一般貯金等に係る保険料 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の各日における一般貯金等の額の合計額を平均した額に、保険料率を乗じて得た金額

二 決済用貯金に係る保険料 次に掲げる金額を合算した額に、新業務方法書第8条の2第1項に規定する率を乗じて得た金額

イ 平成15年4月1日から平成16年3月31日までの間の各日における決済用貯金の額の合計額を平均した額

ロ 平成15年4月から平成16年3月までの各月の末日における特定決済債務の額の合計額を平均した額

第5条 機構が、一般貯金等（新業務方法書第7条第1項及び第2項に規定する一般貯金等をいい、新業務方法書第34条の2第5項の規定により決済用貯金とみなされるものを除く。第1号において同じ。）のうち別段貯金で決済用貯金（新業務方法書第8条の2第1項及び第2項に規定する決済用貯金をいい、新業務方法書第34条の2第5項の規定により決済用貯金とみなされる一般貯金等を含む。以下この条において同じ。）に該当しないもの（第1号において「要調整一般貯金等」という。）、決済用貯金のうち別段貯金で決済用貯金に該当するもの（第2号において「要調整決済用貯金」という。）及び特定決済債務について各日においてその額を計算することが困難な

ものとして農林水産大臣及び内閣総理大臣の承認を受けた農水産業協同組合から、新業務方法書第5条の規定により平成17年から平成20年までに受け入れる次の各号に掲げる保険料の額は、保険料計算規定にかかわらず、各農水産業協同組合につき、当該各号に定める金額とする。

- 一 一般貯金等に係る保険料 次に掲げる金額を合算した額に、保険料率を乗じて得た金額
 - イ 当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の4月1日からその属する年の3月31日までの間の各日における要調整一般貯金等以外の一般貯金等の額の合計額を平均した額
 - ロ 当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の4月からその属する年の3月までの各月の末日における要調整一般貯金等の額の合計額を平均した額
- 二 決済用貯金に係る保険料 次に掲げる金額を合算した額に、新業務方法書第8条の2第1項に規定する率を乗じて得た金額
 - イ 当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の4月1日からその属する年の3月31日までの間の各日における要調整決済用貯金以外の決済用貯金の額の合計額を平均した額
 - ロ 当該保険料を納付すべき日の属する年の前年の4月からその属する年の3月までの各月の末日における要調整決済用貯金及び特定決債務の額の合計額を平均した額

第6条 新業務方法書第18条から第18条の4まで及び第34条の2の規定は、施行日以後に発生する保険事故（新業務方法書第4条に規定する保険事故をいう。以下この条及び次条において同じ。）に係る保険金の計算について適用し、施行日前に発生した保険事故に係る保険金の計算については、なお従前の例による。

第7条 新業務方法書附則第2条の5の規定により決済用貯金とみなされる特定貯金に係る平成17年3月31日までに発生した保険事故に係る保険金の額については、当該特定貯金は、平成17年4月1日以後も決済用貯金とみなす。この場合における新業務方法書第18条の2第1項の規定の適用については、同項中「元本の額（その額）」とあるのは、「元本の額及び利息等の額の合計額（その合計額）」とする。

（権限の委任）

第8条 農水産業協同組合貯金保険法及び農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律（平成14年法律第177号）附則第7条の権限の委任に関する規定により、附則第4条及び第5条中「内閣総理大臣」とあるのは、「金融庁長官」とする。

附 則（平成16年12月28日）

（施行期日）

第1条 この業務方法書は、平成17年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第18条第3項第3号の改正規定は、信託業法（平成16年法律第154号）の施行の日から施行する。

（経過措置）

第2条 この業務方法書の施行日前にされた破産法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成16年法律第76号。以下「整備法」という。）第5条の規定による改正前の農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律（以下「旧再生特例法」という。）第6条第1項又は整備法第1条の規定による改正前の民事再生法第21条若しくは第209条第1項の規定による再生手続開始の申立てに係る農水産業協同組合（第5条の規定による改正後の農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律第2条第1項に規定する農水産業協同組合をいう。）の再生事件については、なお従前の例による。

2 この業務方法書の施行日前にされた旧再生特例法第29条第1項の規定又は破産法（平成16年法律第95号）附則第2条の規定による廃止前の破産法（大正11年法律第71号。以下「旧破産法」という。）第132条第1項の規定、旧破産法第135条において準用する旧破産法第133条の規定若しくは旧破産法第357条の3第1項の規定による破産の申立てに係る農水産業協同組合の破産事件については、なお従前の例による。

附 則（平成18年5月1日）

（施行期日）

第1条 この業務方法書の変更は、平成18年5月1日（次条において「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第2条 施行日前に農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第83条第1項若しくは第2項又は第104条第1項の規定により同法第83条第1項に規定する管理を命ずる処分を受けた同法第2条第5項に規定する経営困難農水産業協同組合の会計監査人については、変更後の農水産業協同組合貯金保険機構業務方法書第62条第1項、第63条第1項の規定は適用しない。

附 則（平成20年3月31日）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、主務大臣の認可の日から実施し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成 22 年 3 月 31 日）

（施行期日）

この業務方法書は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 7 条第 2 項第 9 号の改正規定は、信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 18 年法律第 109 号）附則第 3 号に掲げる規定の施行の日（平成 22 年 7 月 1 日）から施行する。

附 則（平成 23 年 9 月 26 日）

この業務方法書の変更は、平成 23 年 9 月 26 日から施行する。

附 則（平成 24 年 7 月 9 日）

（施行期日）

第 1 条 この業務方法書の変更は、平成 24 年 7 月 9 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 変更後の農水産業協同組合貯金保険機構業務方法書（以下「新業務方法書」という。）第 23 条、第 24 条、第 38 条、第 42 条、第 92 条及び第 106 条の規定の適用については、中長期在留者（出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律（平成 21 年法律第 79 号。以下「入管法等改正法」という。）第 2 条の規定による改正後の出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 19 条の 3 に規定する中長期在留者をいう。）が所持する外国人登録証明書又は特別永住者（入管法等改正法第 3 条の規定による改正後の日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成 3 年法律第 71 号）に定める特別永住者をいう。）が所持する外国人登録証明書は、入管法等改正法附則第 15 条第 2 項各号に定める期間又は入管法等改正法附則第 28 条第 2 項各号に定める期間は、それぞれ新業務方法書第 23 条に規定する在留カード又は特別永住者証明書とみなす。

附 則（平成 27 年 12 月 28 日）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 12 月 26 日）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、農林水産大臣、財務大臣及び内閣総理大臣の認可の日（平成 29 年 12 月 26 日）から施行する。ただし、第 19 条の改正規定

は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第65号）附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（平成30年1月1日）から施行する。

附 則（平成30年12月21日）

（施行期日）

この業務方法書の変更は、平成30年12月21日から施行する。